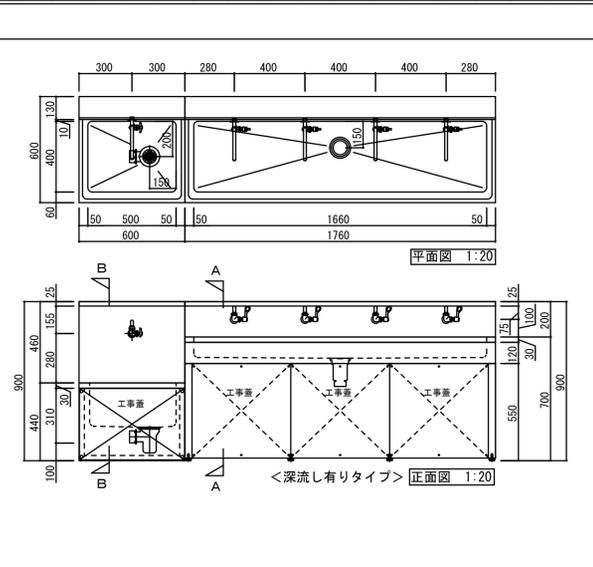


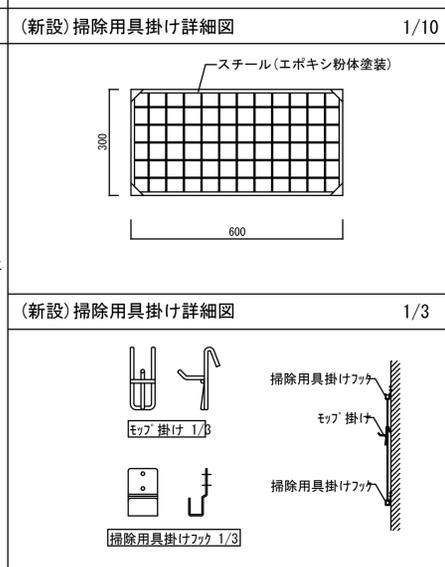
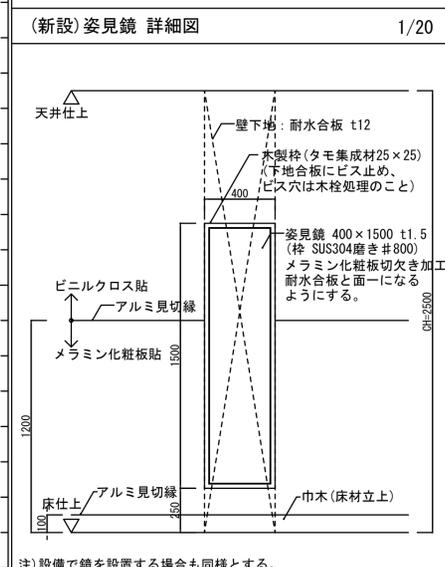
(新設)廊下 流し台 詳細図

仕様 <深流し有りタイプ>	
天板	ステンレス SUS304 t1.0mm(R付) 表面仕上:#400
立上げ	水切りロール加工、下地合板 t9mm
シンク	ステンレス SUS304 t1.0mm 表面仕上:#400
本体主材	ステンレス SUS304 t1.0mm 表面仕上:#400
工事プタ	ステンレス SUS304 t1.0mm 表面仕上:#400 (ビス止)
台輪	ステンレス SUS304 t1.0mm 表面仕上:#400
エプロン	ステンレス SUS304 t1.0mm 表面仕上:#400
アジャスター	ステンレス SUS304製
附属器具	
泡沫模型自在水栓	A20JH-13 1
横型自在水栓 (レバー式)	A2310-13 4
ユニット取出し金具	T2261-13 5
樹脂製排水トラップ(横引)	T8-3 1
樹脂製排水トラップ	M-14AP 1



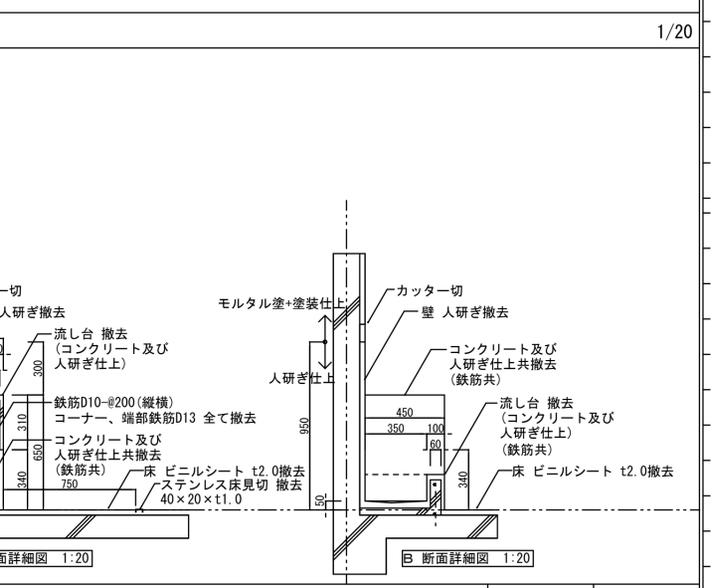
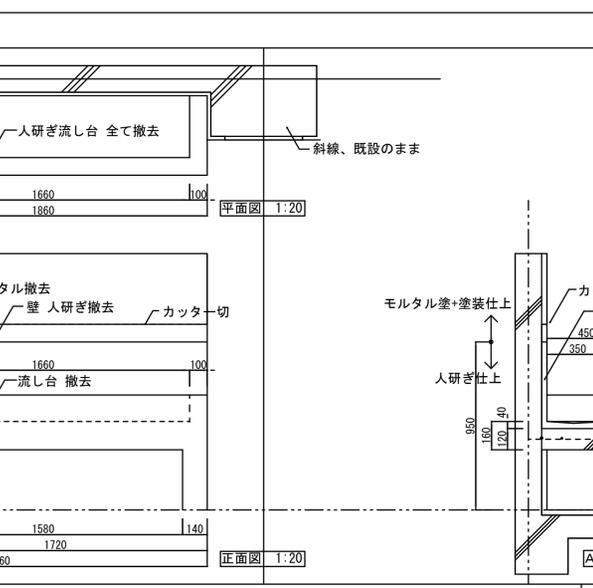
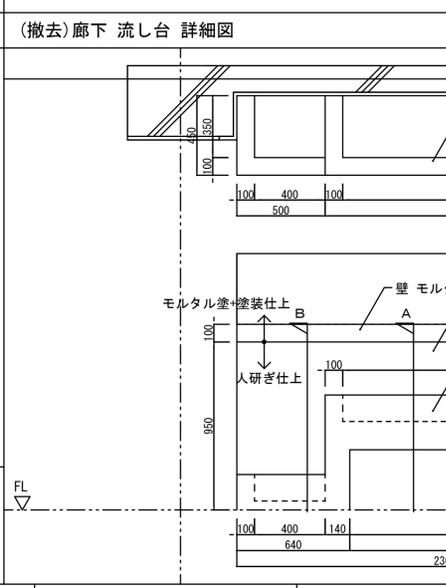
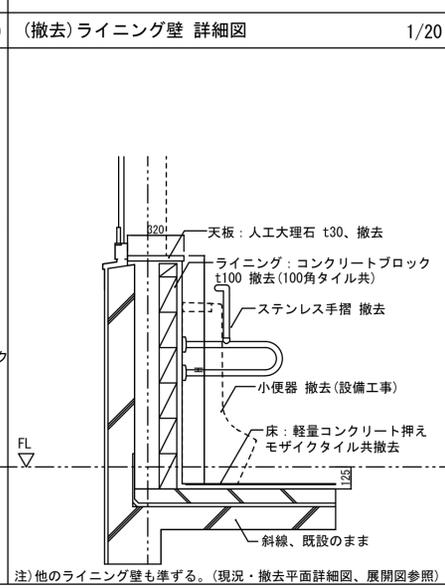
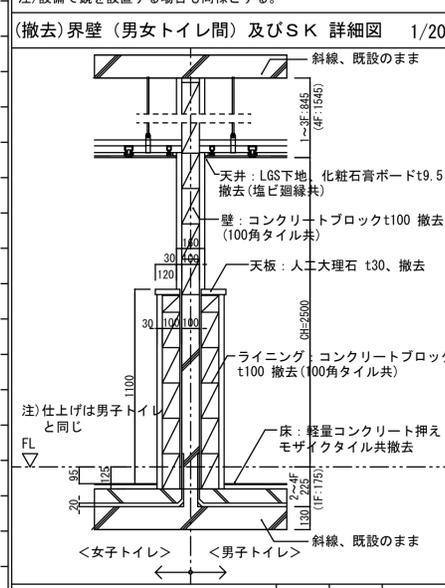
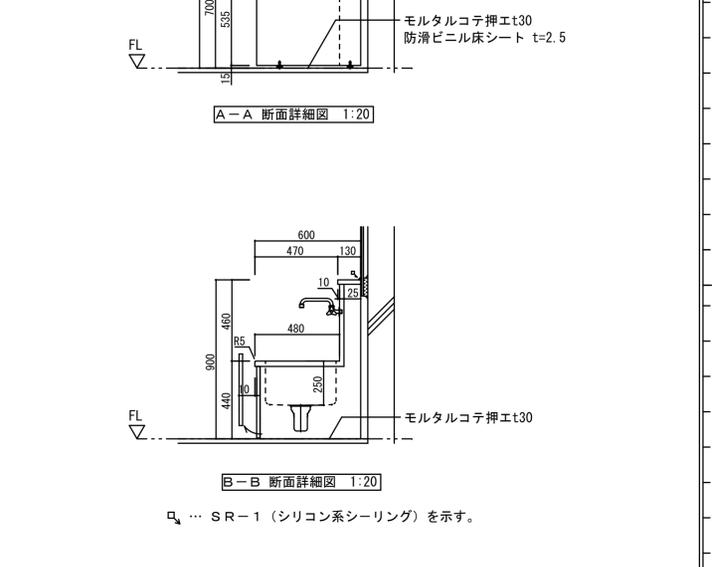
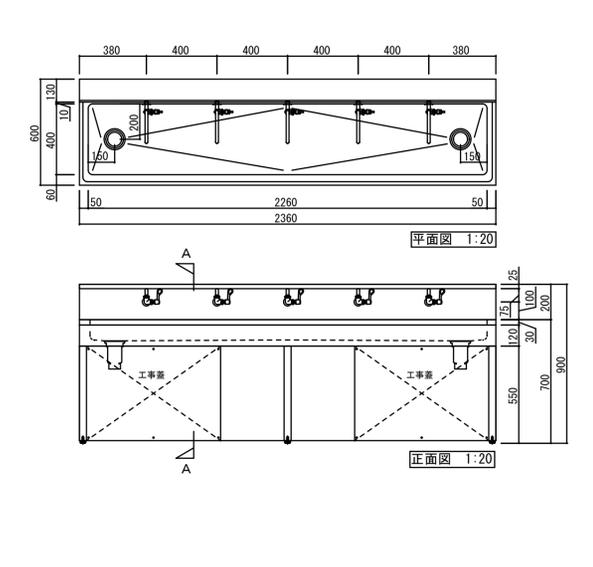
家具標準仕様 『特記無き場合は下記の仕様とする』

ステンレス天板	SUS304 t1.0 表面仕上:#400
ステンレスシンク	低温アルゴン溶接加工品 下地:合板 t9mm SUS304 t1.0 表面仕上:#400 低温アルゴン溶接加工品
排水トラップ	M-14AP:樹脂製、T8-3:樹脂製・横引き トラップ接続径:40A ※給排水管やそれらの接続、及び接続に関わる穴あけ等の二次加工は設備工事とする。
共通	※「日本家具保証協会」認定企業の生産製品、及び監理製品とする。 ※「西尾家具工業社」製品、又は同等品以上とすること。 ※製作家具本体は国内生産品とする。



(新設)掃除用具掛け詳細図 1/3

仕様	
天板	ステンレス SUS304 t1.0mm(R付) 表面仕上:#400
立上げ	水切りロール加工、下地合板 t9mm
シンク	ステンレス SUS304 t1.0mm 表面仕上:#400
エプロン	ステンレス SUS304 t1.0mm 表面仕上:#400
アジャスター	ステンレス SUS304製
附属器具	
横型自在水栓 (レバー式)	A2310-13 5
ユニット取出し金具	T2261-13 5
樹脂製排水トラップ	M-14AP 2



設計事務所名 代表者 設計者
有限会社リウアーキテクト 平田 今澤

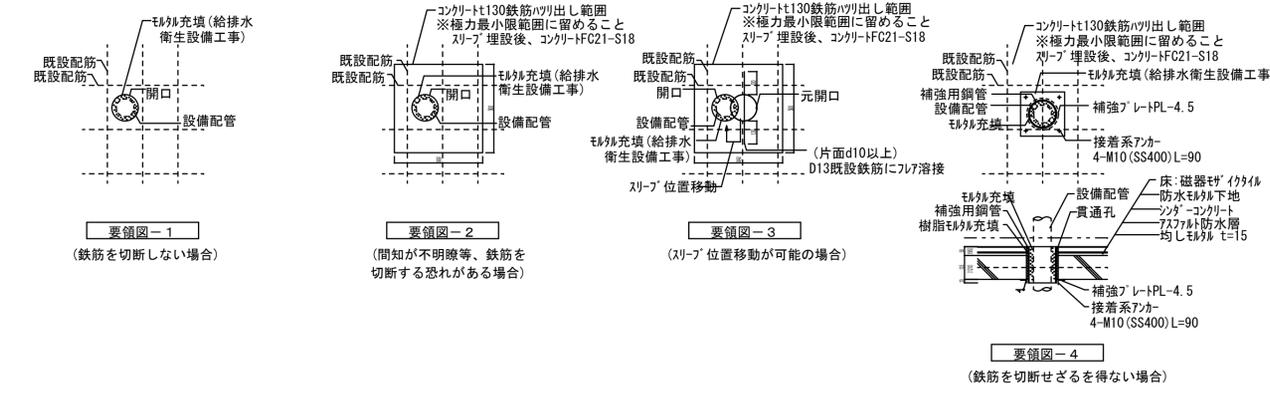
工事名称
豊中市財務部施設課 豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事

図面名称 部分詳細図3
部分詳細図 A1:1/20 A1:1/10 A1:1/5 A1:1/3
設計年月日 令和2年12月25日
図面番号 1-A-23

図面名称 部分詳細図3
部分詳細図 A1:1/20 A1:1/10 A1:1/5 A1:1/3
設計年月日 令和2年12月25日
図面番号 1-A-23

図面名称 部分詳細図3
部分詳細図 A1:1/20 A1:1/10 A1:1/5 A1:1/3
設計年月日 令和2年12月25日
図面番号 1-A-23

(新設) 設備開口及び補強要領参考図



開口寸法	補強用鋼管 (SGP)				補強プレート寸法	貫通孔寸法
	呼び径	内径 (mm)	外径 (mm)	t (mm)		
150φ	150A	155.2	165.2	5.0	250×250	175φ
125φ	125A	130.8	139.8	4.5	225×225	150φ
100φ	100A	105.3	114.3	4.5	200×200	125φ
75φ						
63φ						
50φ						

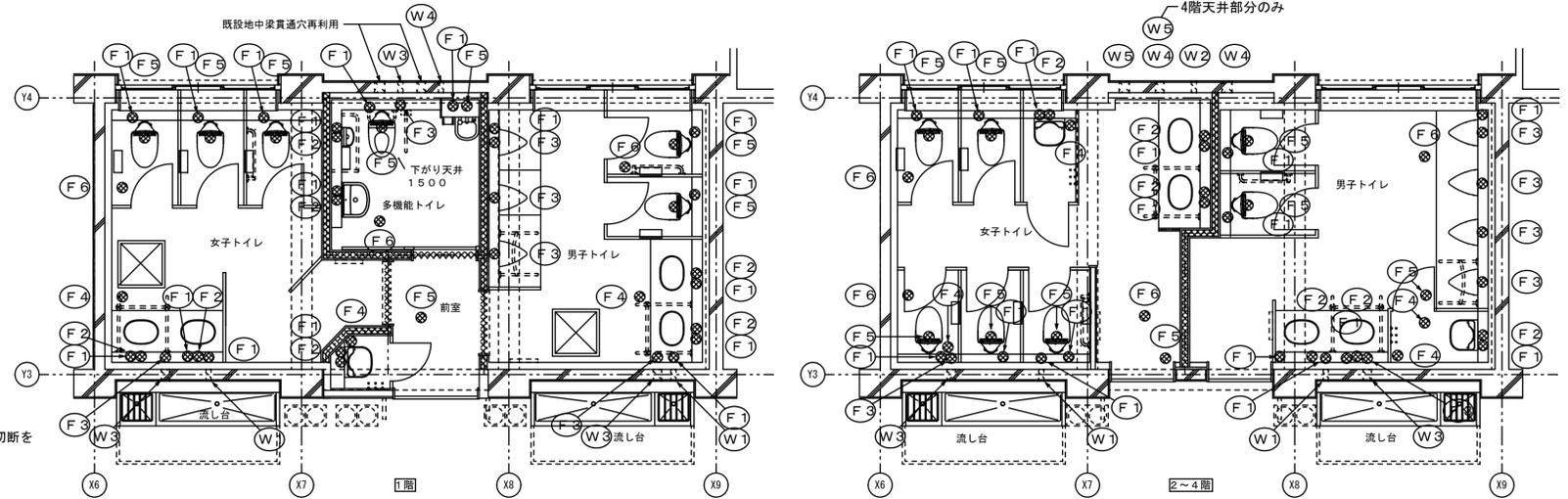
100φ以上の開口補強は建築工事
 スリーブ貫通部は、原則として鉄筋検知器を用い既設の鉄筋を切断しないようにすること。(要領図-1参照)
 但し、鉄筋検知器により既設鉄筋の位置が不明もしくは切断する可能性がある箇所については要領図-2に倣いスリーブを設置すること。
 万が一既設鉄筋を切断した場合は要領図-3に倣い既存鉄筋に補強を行い、スリーブを元開口から支障のない位置に設置し直すこと。
 位置については監督職員・機械設備業者と協議の上決定すること。
 既設鉄筋を切断後、どうしてもスリーブの位置移動も不可の場合には要領図-4に倣い補強を行うこと。
 スリーブ開口は給排水衛生設備工事、補強は建築工事とする。

(新設) 改修後 開口部リスト

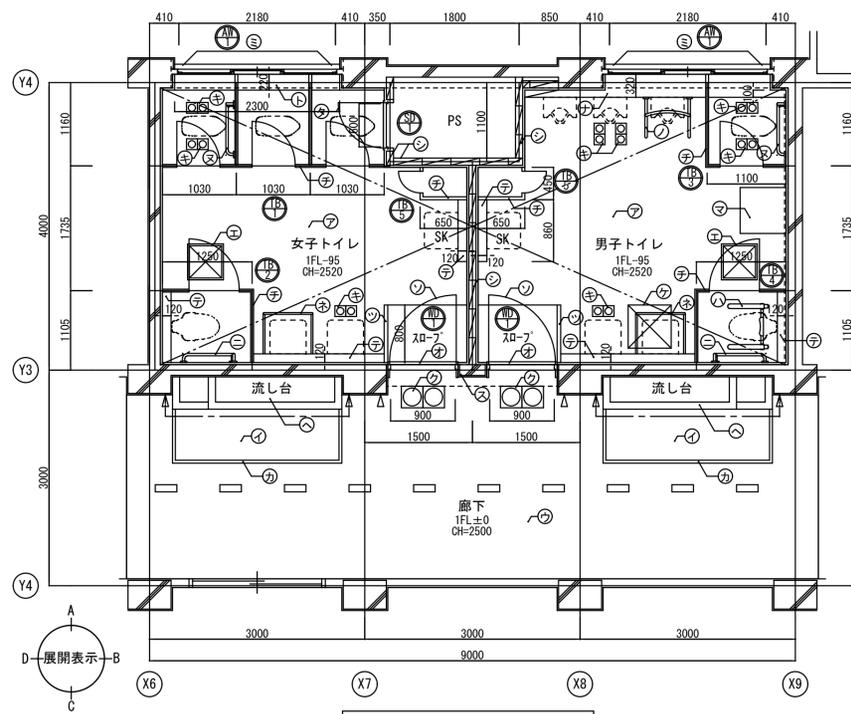
ダイヤモンド数量表 (改修)

記号	スリーブ径	厚み	スリーブ位置	数量				備考
				1階	2階	3階	4階	
F1	50φ	250mm	床	17	16	16	16	
F2	63φ	250mm	床	7	6	6	6	
F3	75φ	250mm	床	6	6	6	6	
F4	100φ	250mm	床	3	4	4	4	
F5	125φ	250mm	床	8	9	9	9	
F6	150φ	250mm	床	3	4	4	4	
W1	50φ	200mm	壁	2	2	2	2	
W2	75φ	200mm	壁	0	1	1	1	
W3	100φ	200mm	壁	3	2	2	2	
W4	125φ	200mm	壁	1	2	2	2	
W5	150φ	200mm	壁	0	1	1	2	

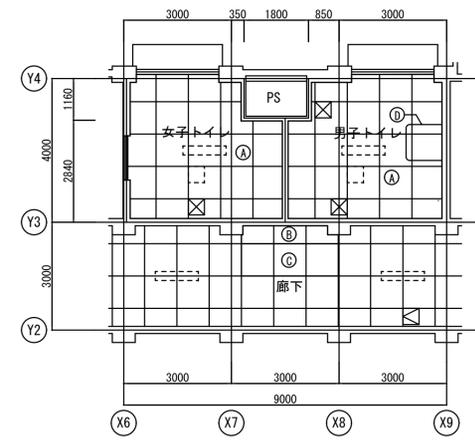
- (注記)
 1. 開口補修は本工事とする。
 2. 穴明貫通は原則としてダイヤモンドカッター穴明けとする。
 3. 壁貫通箇所については、配筋のレントゲン探査を行い、配筋切断を回避した位置をダイヤモンドカッター穴明けを行う。
 4. 換気ダクト用開口穴明けは、換気図面参照のこと。



設計事務所名	代表者	設計者	工事名称	図面名称	部分詳細図 4	設計年月日	図面番号
有限会社リュウアーキテクト	平田	今澤	豊中市財務部施設課 豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事		A1-1/50 A1-1/30 A1-1/20	令和2年12月25日	1-A-24



現況・撤去 1階平面詳細図 1/50
梁は、1階床梁を示す。



現況・撤去 1階天井伏図 1/100

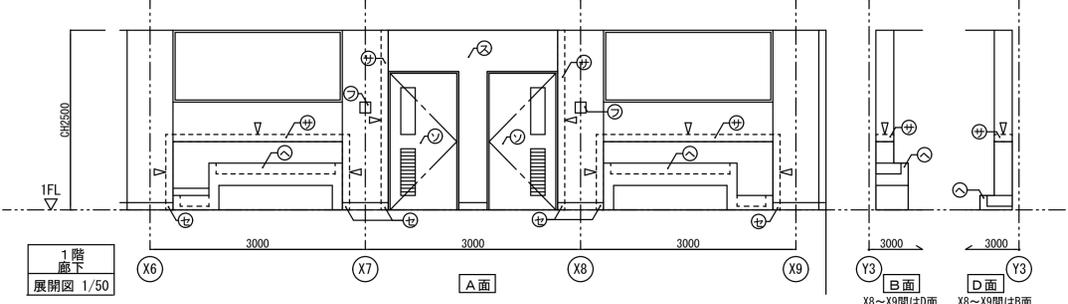
<凡例>

記号	撤去内容
△	ケイカル板貼t=6 (撤去) 塩ビ廻縁共
ⓑ	石膏ボードt=9 (撤去) 塩ビ廻縁共
ⓒ	有孔石膏ボードt=9貼 (撤去)
ⓓ	吊カーテンレール (撤去)
ⓔ	アルミ製化粧点検口 450角 (撤去)
□	撤去範囲を示す (天井下地共)

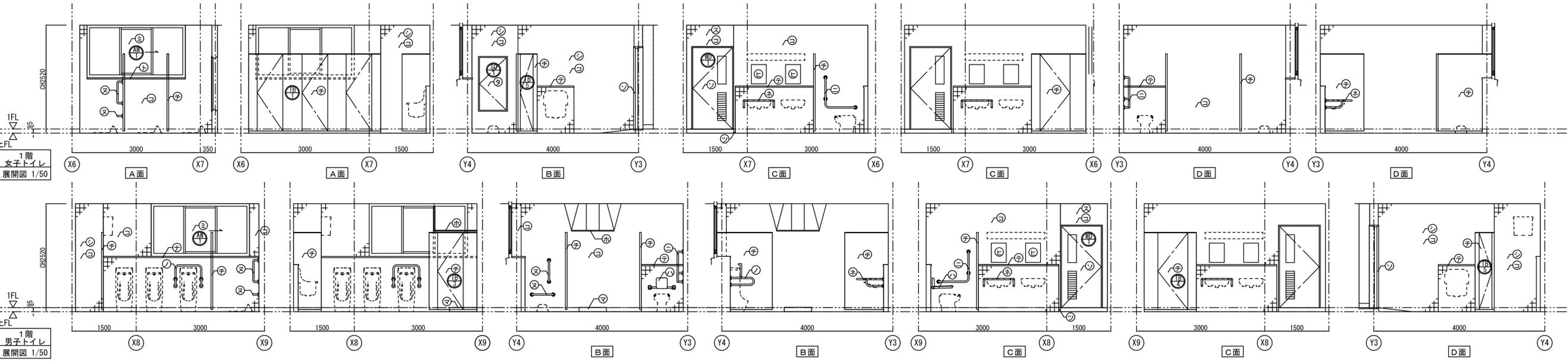
- 凡例
- △ カッター切を示す。
 - 撤去部分を示す。【 躯体共 (RC-CB) 】
 - 撤去部分を示す。【 仕上 (下地共)・建具 】
 - 梁 (下階) を示す。
 - ⊗ 下部配管ピットを示す。
- ※廊下の床・天井の撤去範囲は仕上材の目地に合わずこと

仕上表 (現況・撤去)				
室名	部位	仕上	工事内容	備考
男子トイレ 女子トイレ (FL-95)	天井	ケイカル板貼 t=6 VP	天井全撤去 (LGS下地、吊ボルト共)、塩ビ廻縁撤去	アスベスト含有材
	壁	100角タイル貼	タイル・モルタル共撤去 (t=30) ライニング壁撤去 (CB t=100, RC立上り・臥梁共) 間仕切り壁 (CB t=100) 全撤去 (PS共)	小便器・洗面器・ハイタンク撤去 トイレブース撤去 面台:テラゾブロック t=30
	床	25角モザイクタイル貼	タイル・モルタル共撤去 (t=30)	大便器撤去 出入口スロープ 撤去 1階:床下点検口 撤去
廊下 (FL±0)	天井	石膏ボードt=9貼 (壁側) 有孔石膏ボードt=9貼 (中央部)	天井部分撤去 (木下地、塩ビ廻縁共) 撤去 (壁側) 天井部分撤去 (木下地共) 撤去 (中央部)	室名札 撤去 テラゾ製流し台 撤去
	壁	モルタルこて押え t=20 AP	存置	掲示板 存置
	巾木	モルタルこて押え AP H=100	存置	
	床	ビニルタイル貼 19丸モザイクタイル貼 (流し台)	ビニルタイル撤去 (t=2) タイル・モルタル共撤去 (t=30) (周囲SUS押え縁共)	

撤去概要			
記号	撤去内容	記号	撤去内容
ⓑ	床:25角モザイクタイル(下地モルタル共 t=30)	ⓓ	トイレブース H1856 t=36
ⓓ	床:19丸モザイクタイル(下地モルタル共 t=30)	ⓔ	スロープ縁 テラゾブロック W40×H80
ⓔ	床:ビニルタイルt=2 センターライン共	ⓕ	ライニング壁 (面台テラゾブロック W=120 t=30)
ⓕ	床:床下点検口 (SUS製450角)	ⓖ	ライニング壁 (面台テラゾブロック W=220 t=30)
ⓖ	床:巻摺 W=40 t=2 (SUS製)	ⓗ	ライニング壁 (面台テラゾブロック W=100-320 t=30)
ⓗ	床:見切り縁 W=40 t=2 (SUS製)	ⓓ	L型手摺 700×700 (SUS製) 各階:2箇所
ⓓ	床:点字タイル 150×150 (陶器製)	ⓔ	1型手摺 L=500 (SUS製) 各階:4箇所
ⓔ	床:点字タイル 300×300 (合成ゴム製)	ⓕ	洗面手摺 (SUS製) 各階:2箇所
ⓕ	床:スラブ開口 650×650 (床下点検口用)	ⓖ	小便器手摺 (SUS製) 各階:1箇所
ⓖ	壁:磁器質タイル(下地モルタル共 t=30)	ⓗ	跳ね上げ手摺 (洋便器用) 1-2階:各1箇所
ⓗ	壁:モルタルこて押え t=20	ⓓ	化粧鏡 300×450 各階:4箇所
ⓓ	壁:CB t=100 (下部コンクリート壁 t=100 H=1060まで)	ⓔ	室名札 平付型 150×150 各階:2箇所
ⓔ	壁:コンクリート t=150	ⓕ	流し台 W480×L2360×H950 (テラゾ製) 各階:2箇所
ⓕ	壁:モルタル巾木 H=100	ⓖ	カーテン吊り下げアルミレール 1階:1箇所
ⓖ	木製建具 W900×H1900 t=36 木製枠共	ⓗ	洗濯パン 640×640 1階:1箇所
ⓗ	鋼製建具 W600×H1200 枠共	ⓓ	アルミカバー建具 W2180×H1100 各階:2箇所 W1100×H1100 3-4階:各1箇所



1階廊下
展開図 1/50

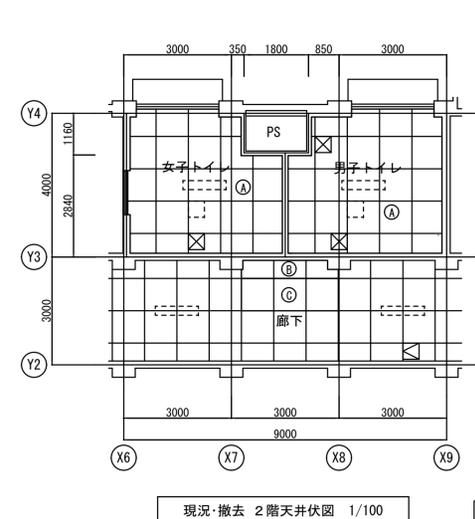
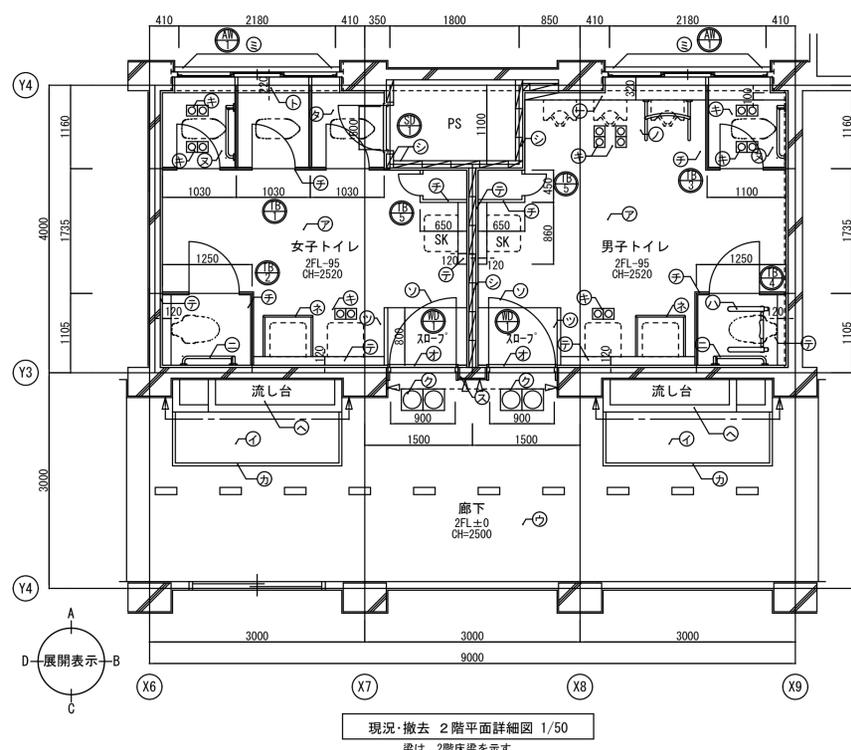


設計事務所名 代表者 設計者
有限会社リユウアーキテツ 平田 今澤

豊中市財務部施設課

工事名称 豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事

図面名称 現況・撤去 1階平面詳細図 展開図 天井伏図 仕上表
平面詳細図 展開図 A1:1/50
天井伏図 A1:1/100
設計年月日 令和2年12月25日
図面番号 1-A-25



<凡例>

記号	撤去内容
Ⓐ	ケイカル板貼t=6 (撤去) 塩ビ廻縁共
Ⓑ	石膏ボードt=9 (撤去) 塩ビ廻縁共
Ⓒ	有孔石膏ボードt=9貼 (撤去)
Ⓓ	アルミ製化粧点検口 450角 (撤去)
Ⓔ	撤去範囲を示す (天井下地共)

凡例

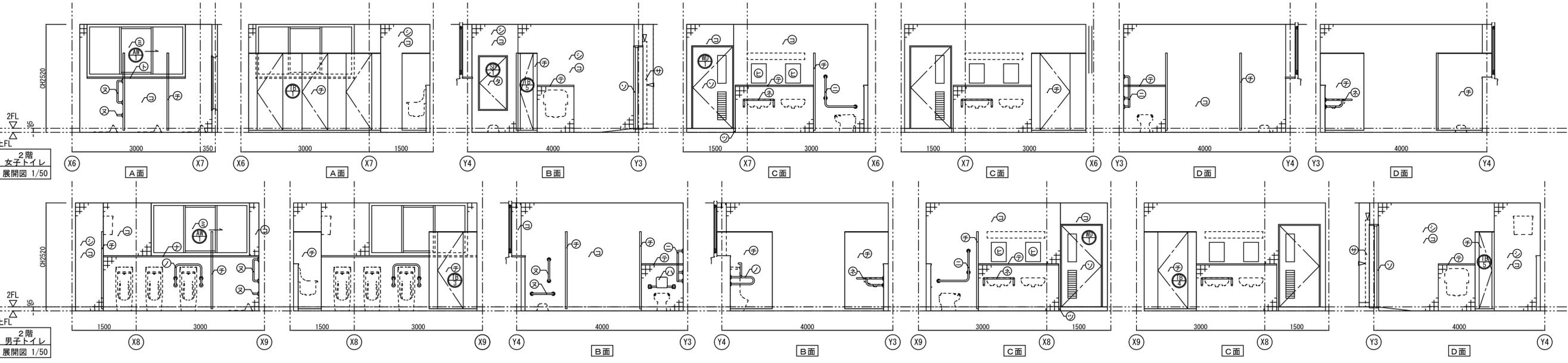
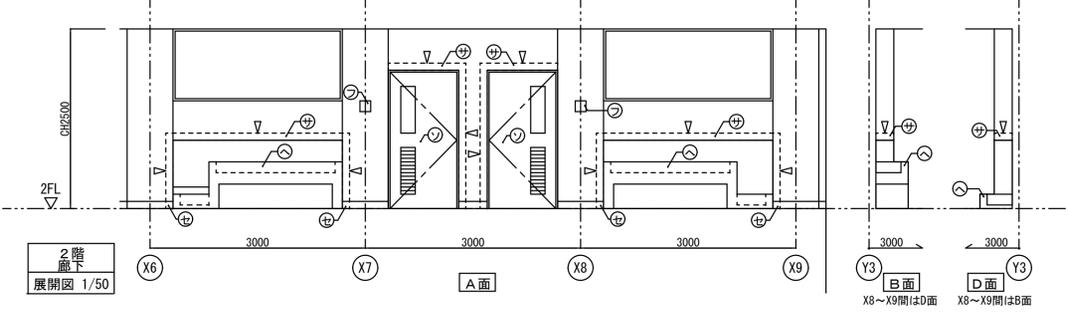
- △ カッター切を示す。
- 撤去部分を示す。【 躯体共 (RC・CB) 】
- 撤去部分を示す。【 仕上(下地共)・建具 】
- 梁(下階)を示す。

※廊下の床・天井の撤去範囲は仕上材の目地に合わせること

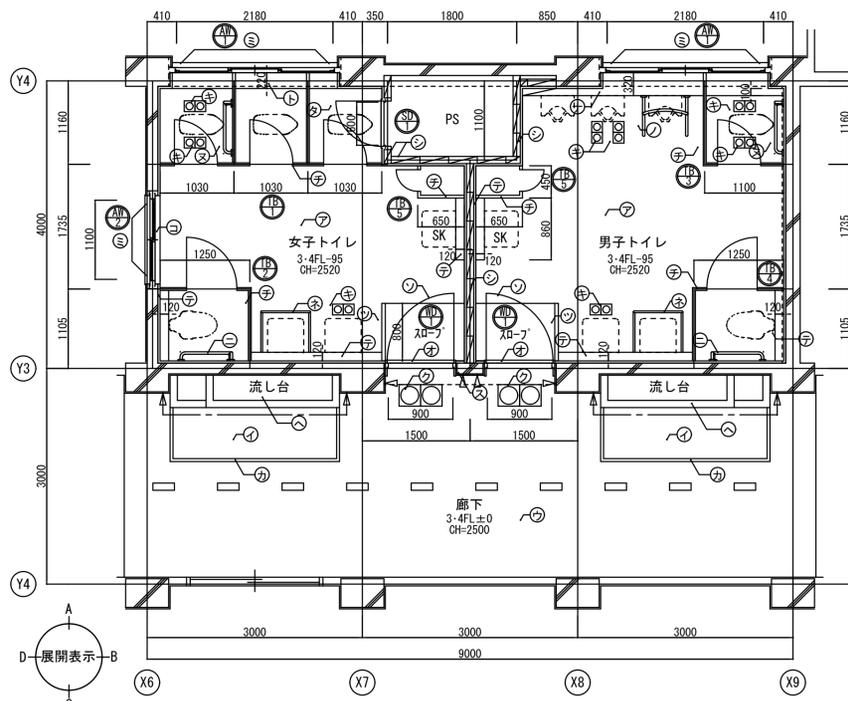
室名	部位	仕上	仕上表 (現況・撤去)	
			工事内容	備考
男子トイレ 女子トイレ (FL-95)	天井	ケイカル板貼 t=6 VP	天井全撤去 (LGS下地、吊ボルト共)、塩ビ廻縁撤去	アスベスト含有材
	壁	100角タイル貼	タイル・モルタル共撤去 (t=30) ライニング壁撤去 (CB t=100, RC立上り・臥梁共) 間仕切り壁 (CB t=100) 全撤去 (PS共)	トイレ・洗面器・ハイタンク撤去 トイレブース撤去 面台・テラゾブロック t30
	床	25角モザイクタイル貼	タイル・モルタル共撤去 (t=30)	大便器撤去 出入口スロープ 撤去 1階：床下点検口 撤去
廊下 (FL±0)	天井	石膏ボードt=9貼 (壁側) 有孔石膏ボードt=9貼 (中央部)	天井部分撤去 (木下地、塩ビ廻縁共) 撤去 (壁側) 天井部分撤去 (木下地共) 撤去 (中央部)	室名札 撤去 テラゾ製流し台 撤去
	壁	モルタルこて押え t=20 AP	存置	掲示板 存置
	巾木	モルタルこて押え AP H=100	存置	
	床	ビニルタイル貼 19丸モザイクタイル貼 (流し台)	ビニルタイル撤去 (t=2) タイル・モルタル共撤去 (t=30) (周囲SUS押え縁共)	

撤去概要

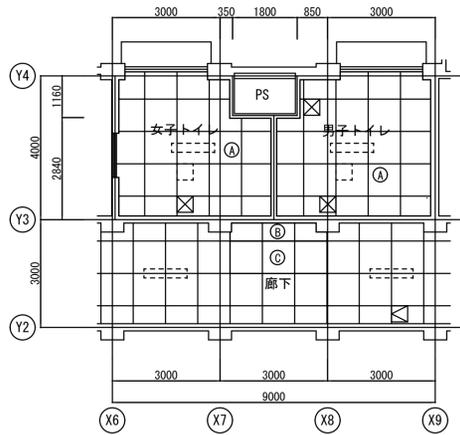
記号	撤去内容	記号	撤去内容
㉑	床: 25角モザイクタイル (下地モルタル共 t=30)	㉒	トイレブース H1856 t=36
㉒	床: 19丸モザイクタイル (下地モルタル共 t=30)	㉓	スロープ縁 テラゾブロック W40×H80
㉓	床: ビニルタイルt=2 センターライン共	㉔	ライニング壁 (面台テラゾブロック W=120 t=30)
㉔	床: 床下点検口 (SUS製450角)	㉕	ライニング壁 (面台テラゾブロック W=220 t=30)
㉕	床: 音槽 W=40 t=2 (SUS製)	㉖	ライニング壁 (面台テラゾブロック W=100・320 t=30)
㉖	床: 見切り縁 W=40 t=2 (SUS製)	㉗	L型手摺 700×700 (SUS製) 各階: 2箇所
㉗	床: 点字タイル 150×150 (陶器製)	㉘	I型手摺 L=500 (SUS製) 各階: 4箇所
㉘	床: 点字タイル 300×300 (合成ゴム製)	㉙	洗面手摺 (SUS製) 各階: 2箇所
㉙	床: スラブ開口 650×650 (床下点検口用)	㉚	小便器手摺 (SUS製) 各階: 1箇所
㉚	壁: 磁器質タイル (下地モルタル共 t=30)	㉛	跳ね上げ手摺 (洋便器用) 1・2階: 各1箇所
㉛	壁: モルタルこて押え t=20	㉜	化粧鏡 300×450 各階: 4箇所
㉜	壁: CB t=100 (下部コンクリート壁 t=100 H=1060まで)	㉝	室名札 平付型 150×150 各階: 2箇所
㉝	壁: コンクリート t=150	㉞	流し台 W480×L2360×H950 (テラゾ製) 各階: 2箇所
㉞	壁: モルタル巾木 H=100	㉟	カーテン吊り下げアルミレール 1階: 1箇所
㉟	木製建具 W900×H1900 t=36 木製枠共	㊱	洗濯パン 640×640 1階: 1箇所
㊱	鋼製建具 W600×H1200 枠共	㊲	アルミカバー建具 W2180×H1100 各階: 2箇所 W1100×H1100 3・4階: 各1箇所



設計事務所名	代表者	設計者	工事名称	図面名称	設計年月日	図面番号
有限会社リュウアーキテツ	平田	今澤	豊中市財務部施設課 豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事	現況・撤去 2階平面詳細図 展開図 天井伏図 仕上表	令和 2年12月 25日	1-A-26
				平面詳細図 展開図		
				天井伏図		



現況・撤去 3・4階平面詳細図 1/50
梁は、3・4階床梁を示す。



現況・撤去 3・4階天井伏図 1/100

<凡例>

記号	撤去内容
①	ケイカル板貼t=6 (撤去) 塩ビ廻縁共
②	石膏ボードt=9 (撤去) 塩ビ廻縁共
③	有孔石膏ボードt=9貼 (撤去)
④	アルミ製化粧化粧口 450角 (撤去)
⑤	撤去範囲を示す (天井地下共)

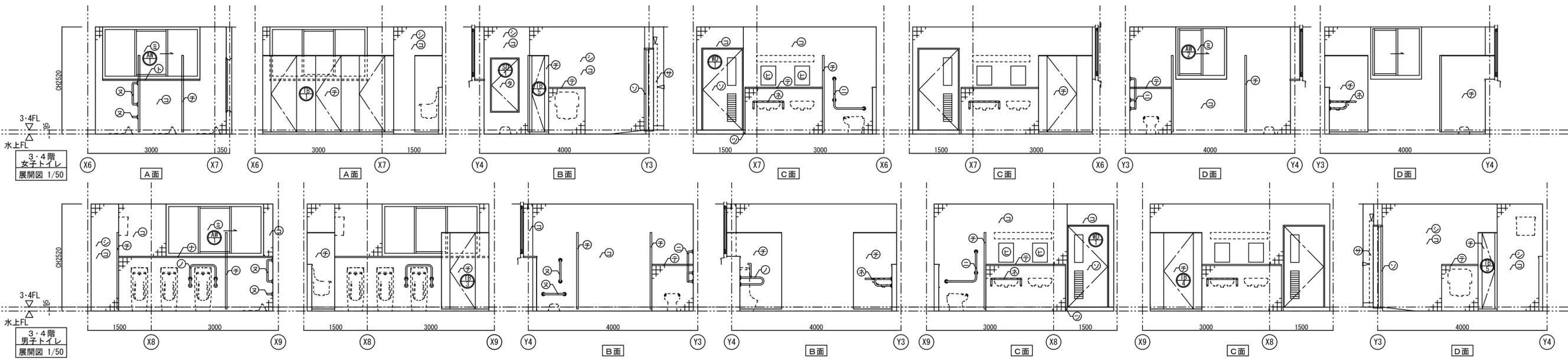
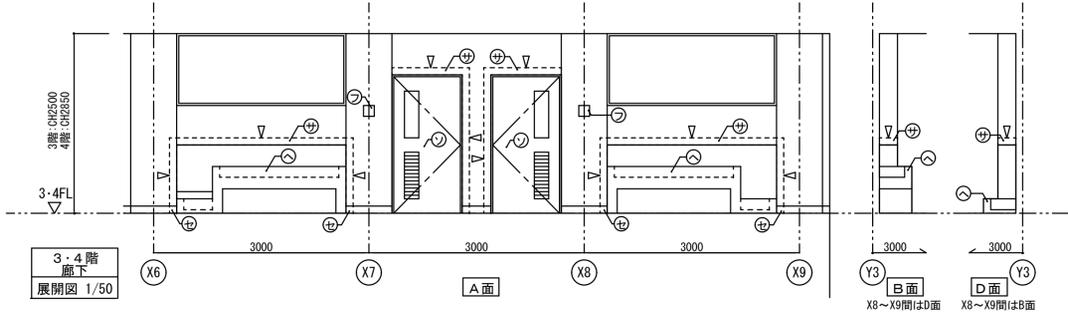
凡例

△ カッター切を示す。
 [] 撤去部分を示す。【 躯体共 (RC・CB) 】
 [] 撤去部分を示す。【 仕上 (下地共)・建具 】
 --- 梁 (下階) を示す。

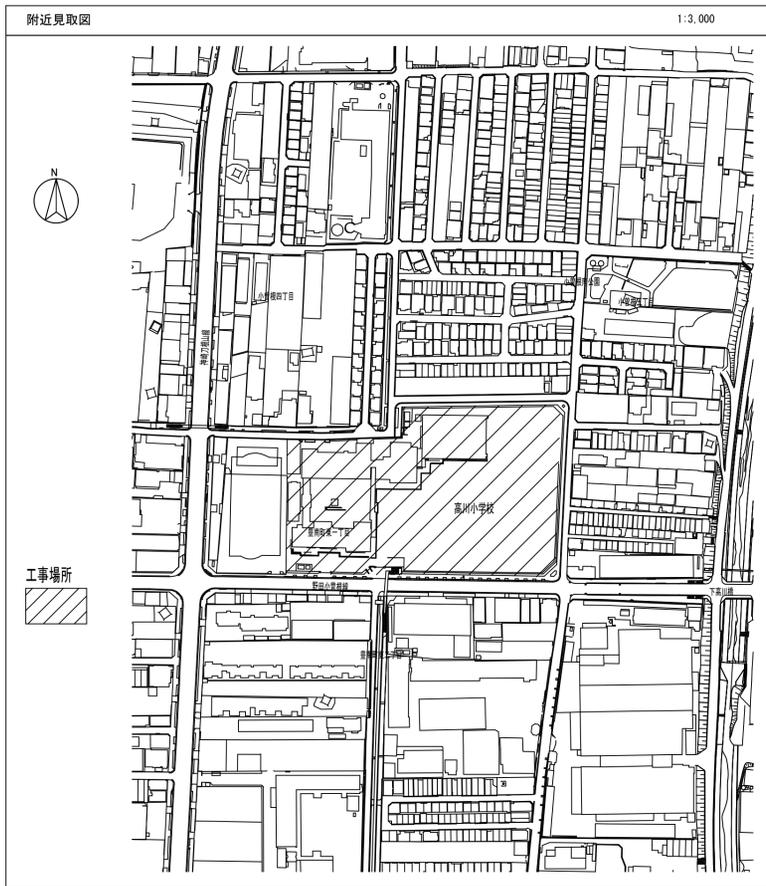
※廊下の床・天井の撤去範囲は仕上材の目地に合わせること

仕上表 (現況・撤去)				
室名	部位	仕上	工事内容	備考
男子トイレ 女子トイレ (FL-95)	天井	ケイカル板貼 t=6 VP	天井全撤去 (LGS下地、吊ボルト共) 塩ビ廻縁撤去	アスベスト含有材
	壁	100角タイル貼	タイル・モルタル共撤去 (t=30) ライニング壁撤去 (CB t=100, RC立上り・臥梁共) 間仕切り壁 (CB t=100) 全撤去 (PS共)	小便器・洗面器・ハイタンク撤去 トイレブース撤去 面台:テラゾブロック t30
	床	25角モザイクタイル貼	タイル・モルタル共撤去 (t=30)	大便器撤去 出入口スロープ 撤去 1階:床下点検口 撤去
廊下 (FL±0)	天井	石膏ボードt=9貼 (壁側) 有孔石膏ボードt=9貼 (中央部)	天井部分撤去 (木下地、塩ビ廻縁共) 撤去 (壁側) 天井部分撤去 (木下地共) 撤去 (中央部)	窓名札 撤去 テラゾ製流し台 撤去 掲示板 存置
	壁	モルタルこて押えt=20 AP	存置	
	巾木	モルタルこて押え AP H=100	存置	
	床	ビニルタイル貼 19丸モザイクタイル貼 (流し台)	ビニルタイル撤去 (t=2) タイル・モルタル共撤去 (t=30) (周囲SUS押え縁共)	

撤去概要			
記号	撤去内容	記号	撤去内容
①	床:25角モザイクタイル (下地モルタル共 t=30)	⑩	トイレブース H1856 t=36
②	床:19丸モザイクタイル (下地モルタル共 t=30)	⑪	スロープ縁 テラゾブロック W40×H80
③	床:ビニルタイルt=2 センターライン共	⑫	ライニング壁 (面台テラゾブロック W=120 t=30)
④	床:床下点検口 (SUS製450角)	⑬	ライニング壁 (面台テラゾブロック W=220 t=30)
⑤	床:浴槽 W=40 t=2 (SUS製)	⑭	ライニング壁 (面台テラゾブロック W=100-320 t=30)
⑥	床:見切り縁 W=40 t=2 (SUS製)	⑮	L型手摺 700×700 (SUS製) 各階:2箇所
⑦	床:点字タイル 150×150 (陶器製)	⑯	I型手摺 L=500 (SUS製) 各階:4箇所
⑧	床:点字タイル 300×300 (合成ゴム製)	⑰	洗面手摺 (SUS製) 各階:2箇所
⑨	床:スラブ開口 650×650 (床下点検口用)	⑱	小便器手摺 (SUS製) 各階:1箇所
⑩	壁:磁器質タイル (下地モルタル共 t=30)	⑲	踏上げ手摺 (洋灰器用) 1-2階:各1箇所
⑪	壁:モルタルこて押えt=20	⑳	化粧鏡 300×450 各階:4箇所
⑫	壁:CB t=100 (下部コンクリート壁 t=100 H=1060まで)	㉑	窓名札 平付型 150×150 各階:2箇所
⑬	壁:コンクリート t=150	㉒	流し台 W480×L2360×H950 (テラゾ製) 各階:2箇所
⑭	壁:モルタル巾木 H=100	㉓	カーテン吊り下げアルミレール 1階:1箇所
⑮	木製建具 W900×H1900 t=36 木製枠共	㉔	洗濯パン 640×640 1箇所
⑯	鋼製建具 W600×H1200 枠共	㉕	アルミカバー建具 W2180×H1100 各階:2箇所 W1100×H1100 3-4階:各1箇所



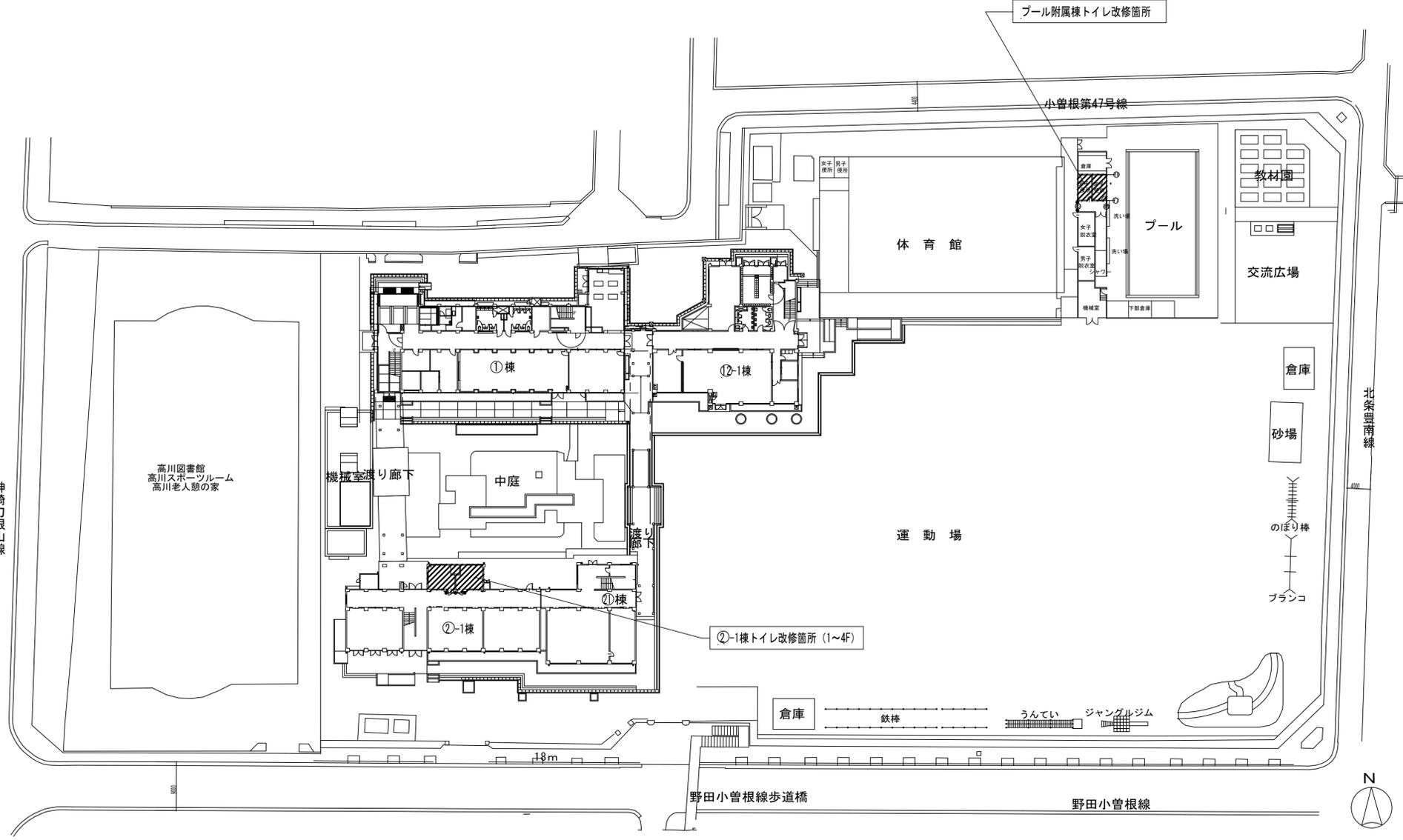
設計事務所名 有限会社リュウアーキテクト	代表者 平田	設計者 今澤	工事名称 豊中市財務部施設課 豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事	図面名称 現況・撤去 3・4階平面詳細図 展開図 天井伏図 仕上表	設計年月日 令和2年12月25日	図面番号 1-A-27
平面詳細図 展開図 A1:1/50		天井伏図 A1:1/100				



付近見取り図 S:1/3000

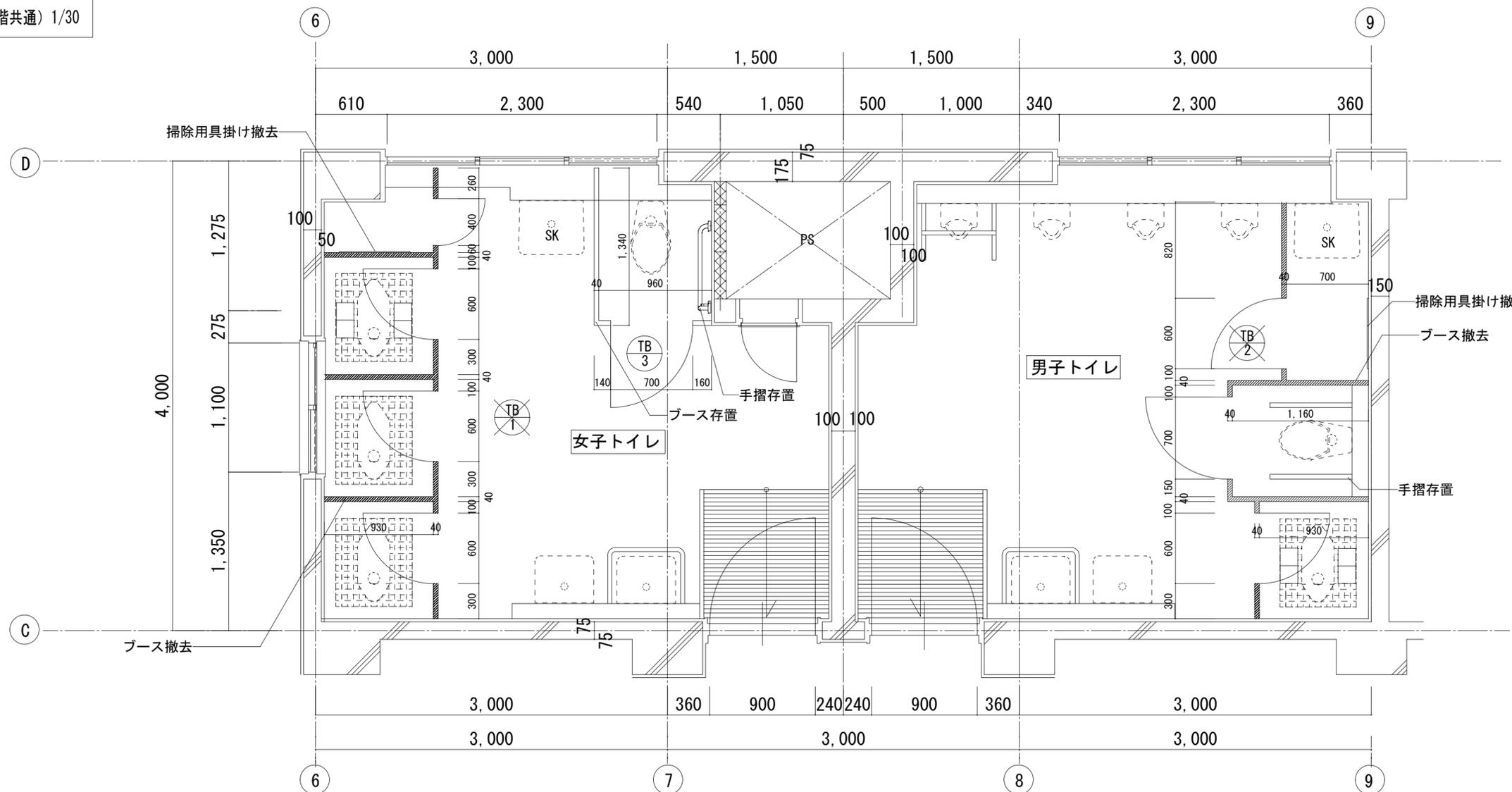
凡例	
	工事対象箇所を示す。
	仮囲い フェンスバリケード H=1,800
	パネルキャスターゲート
	交通誘導員常駐1名
	交通誘導員BOX
	車両出入口
	コーン・パー

注記
 ※工事関係者および、工事車両の出入りは、8時30分以降とすること。
 ※仮設工事着手前に学校担当者と打合せを行い、学校・監督職員の承諾のもと、仮設工事を行うこと。
 ※工事期間内において学校行事により仮囲い等の盛り替えが必要な場合は、随時対応すること。
 ※実施工程の作成にあたり、学校の行事予定を十分考慮したうえで作成を行い、監督職員の承諾を受けること。
 ※安全衛生上、塗料・溶剤等は学校に設置することが無きよう、持ち込み、持ち帰りを作業日ごとに行うこと。
 ※その他、工事により破壊、汚れが生じた場合は復旧、洗浄のこと。
 ※工事車両が頻りに往來する際は、交通整理員を随時増員すること。
 ※本設計計画、要綱等は参考とし、実工事状況、施工性、安全性、諸基準に配慮のうえ、施工を行うものとし、それらの対応については全て本工事に含むものとする。
 ※運動場仮囲い・工事車両進入経路内は、工事竣工後整地を行うこと。



配置図 S:1/600

	検 印	豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事	令和6年(2024年)3月	建
		付近見取り図・配置図	S=1/600	
		豊中市 財務部 施設課	1級建築士登録 第 256765 号 西 本 裕 昭	No. 2-2



撤去範囲を示す。

既設建具表 1/50

記号・形式	トイレブース (既設・撤去)	トイレブース (既設・撤去)	トイレブース (存置)
姿 図			
位置・数量	1~4F 女子トイレ 4	1~4F 男子トイレ 4	1~4F 女子トイレ 4
仕上・見込	シナベニヤt6 (タイプ1) AP 33	シナベニヤt6 (タイプ1) AP 33	シナベニヤt6 (タイプ1) AP 33
硝子			
金物	頭つなぎ FB-6*33	頭つなぎ FB-6*33	頭つなぎ FB-6*33
備考	その他金物一式	その他金物一式	その他金物一式

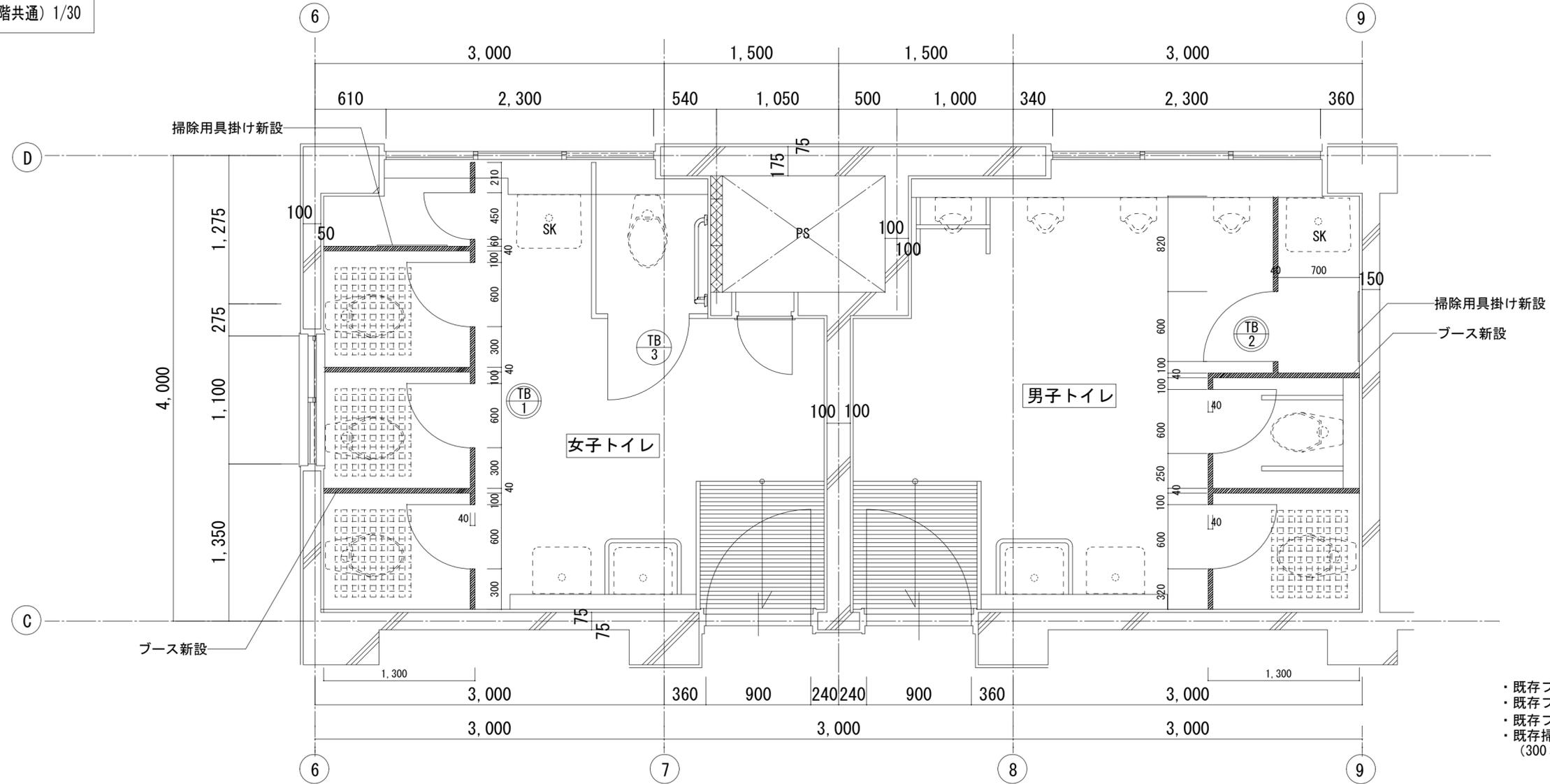
検 印

豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事
 ②-1棟 1F平面詳細図 (既設)
 豊中市財務部施設課

令和6年(2024年)3月
 S-1/30 1/50 (A2)
 一級建築士登録
 第256765号
 西本 裕昭

建

No.
 2-3



- ・ 既存ブース撤去後の床穴補修：モルタル埋め補修
- ・ 既存ブース撤去後の壁穴補修：シール充填
- ・ 既存ブース撤去後の壁補修：EP-G塗装
- ・ 既存掃除用具掛けのある箇所にはメッシュパネル (300×600)、フック (6個) を設置すること。

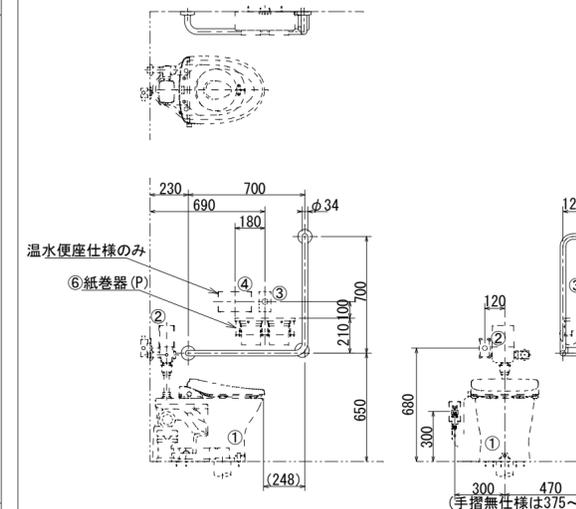
新設範囲を示す。

改修建具表 1/50

記号・形式	① TB 1 トイレブース (新設)	② TB 2 トイレブース (新設)	③ TB 3 トイレブース (存置)
姿 図			
位置・数量	1~4F 女子トイレ 4	1~4F 男子トイレ 4	1~4F 女子トイレ 4
仕上・見込	メラミン樹脂化粧板 (ペーパーコア心、標準色) 40	メラミン樹脂化粧板 (ペーパーコア心、標準色) 40	シナベニヤt6 (タイプ1) AP 33
硝子			
金物	アルミ笠木 (蓋付)、アルミエッジ (Rタイプ)、サポート グレビティヒンジ、フック付戸当、表示錠 (非常解除付き)	アルミ笠木 (蓋付)、アルミエッジ (Rタイプ)、サポート グレビティヒンジ、フック付戸当、表示錠 (非常解除付き)	頭つなぎ FB-6*33
備考	手摺、ペーパーホルダー等取付部は下地補強	手摺、ペーパーホルダー等取付部は下地補強	その他金物一式

洋便器手すり詳細図

- ステンレス製 φ34+塩ビ樹脂被覆材
- 取付要領はメーカー標準仕様による
- LIXIL KF-920AE70D12同等品以上とする



下記①~⑥については設備工事

- ① 便器
- ② 自動フラッシュバルブ
- ③ センサースイッチユニット
- ④ ウォッシュレット振音装置付き
- ⑤ 床フランジ (7.5mm塩ビ管)
- ⑥ 12連紙巻器

※ 手摺と紙巻器の下地補強は建築工事
※ 自動フラッシュバルブ用電源AC100Vは電気設備工事

検 印

豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事

②-1棟 1F平面詳細図 (改修)

豊中市 財務部 施設課

令和6年 (2024年) 3月

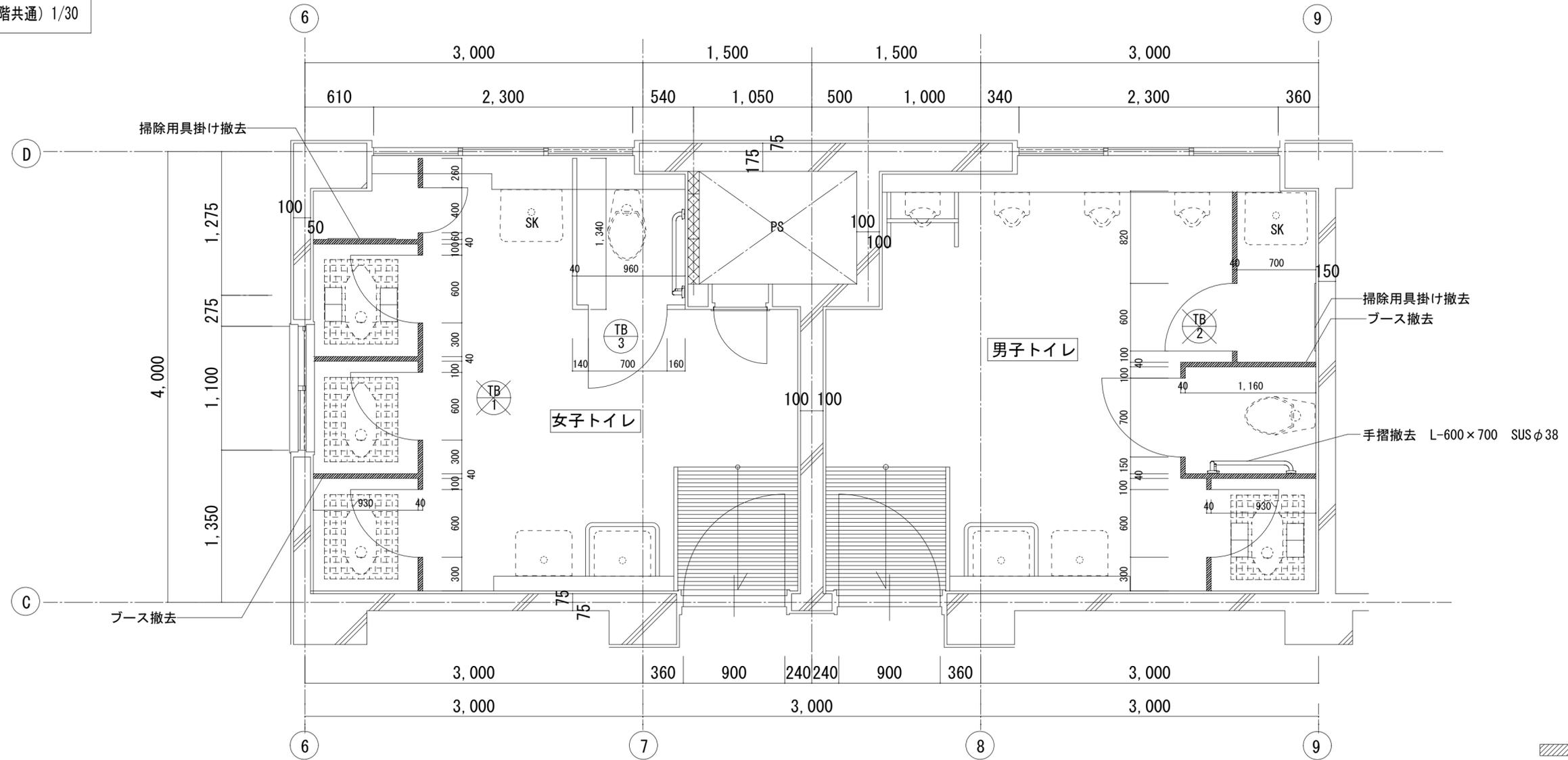
S-1/30 1/50 (A2)

一級建築士登録
第256765号
西本 裕昭

建

No.

2-4



撤去範囲を示す。

既設建具表 1/50

記号・形式	トイレブース (既設・撤去)	トイレブース (既設・撤去)	トイレブース (存置)
姿 図			
位置・数量	1~4F 女子トイレ 4	1~4F 男子トイレ 4	1~4F 女子トイレ 4
仕上・見込	シナベニヤt6 (タイプ1) AP 33	シナベニヤt6 (タイプ1) AP 33	シナベニヤt6 (タイプ1) AP 33
硝子	頭つなぎ FB-6*33	頭つなぎ FB-6*33	頭つなぎ FB-6*33
金物	その他金物一式	その他金物一式	その他金物一式
備考			

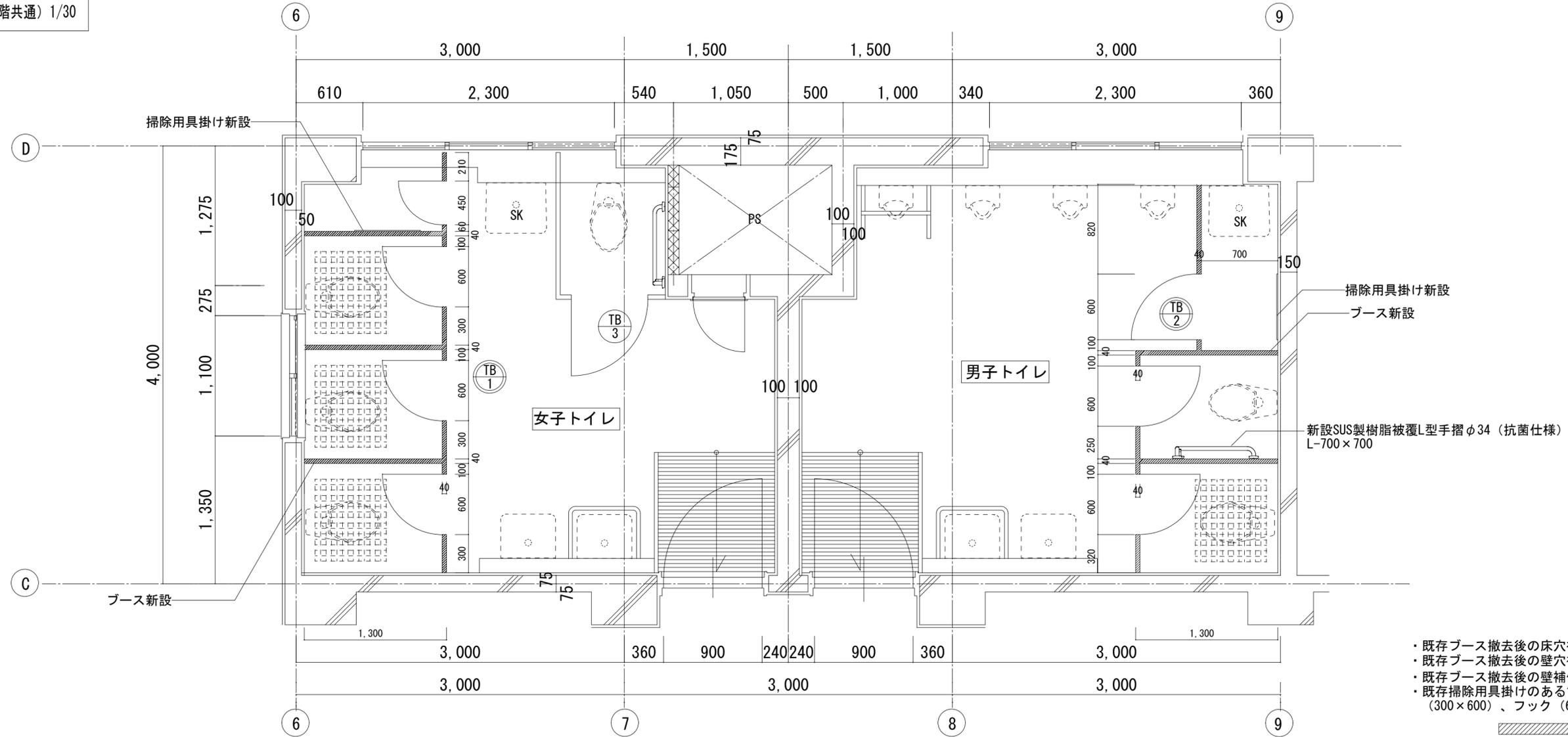
検 印

豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事
 ②-1棟2~4F平面詳細図 (既設)
 豊中市財務部施設課

令和6年(2024年)6月
 S=1/30 1/50 (A2)
 一級建築士登録
 第256765号
 西本 裕昭

建

No.
 2-5



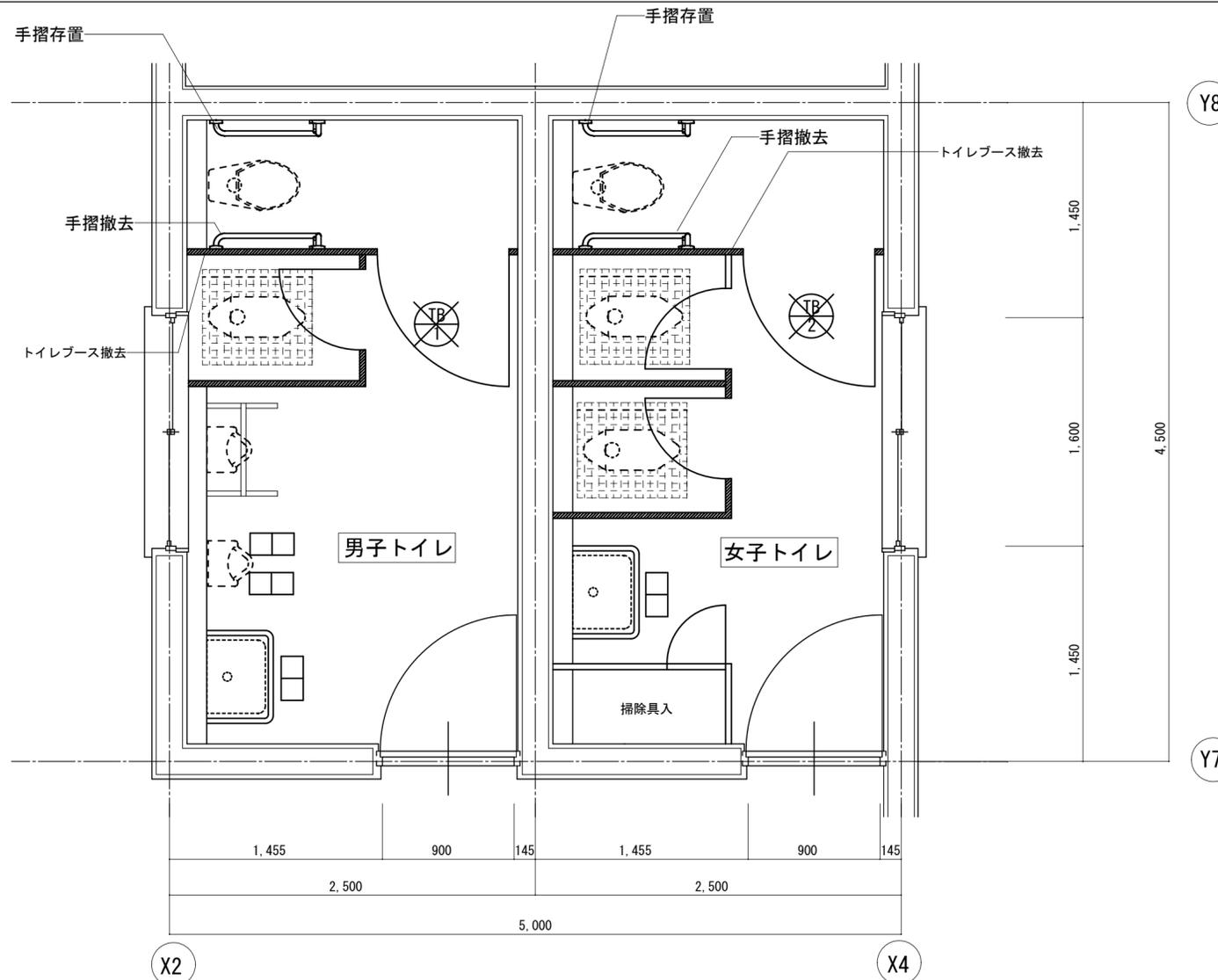
- ・既存ブース撤去後の床穴補修：モルタル埋め補修
 - ・既存ブース撤去後の壁穴補修：シーリング充填
 - ・既存ブース撤去後の壁補修：EP-G塗装
 - ・既存掃除用具掛けのある箇所にはメッシュパネル (300×600)、フック (6個) を設置すること。
- //// 新設範囲を示す。

改修建具表 1/50

記号・形式	① TB トイレブース (新設)	② TB トイレブース (新設)	③ TB トイレブース (存置)
姿 図			
位置・数量	1~4F 女子トイレ 4	1~4F 男子トイレ 4	1~4F 女子トイレ 4
仕上・見込	メラミン樹脂化粧板 (ペーパーコア心、標準色) 40	メラミン樹脂化粧板 (ペーパーコア心、標準色) 40	シナベニヤt6 (タイプ1) AP 33
硝子			頭つなぎ FB-6*33
金物	アルミ笠木 (蓋付)、アルミエッジ (Rタイプ)、サポート グレビティヒンジ、フック付戸当、表示錠 (非常解除付き) その他付属金物一式	アルミ笠木 (蓋付)、アルミエッジ (Rタイプ)、サポート グレビティヒンジ、フック付戸当、表示錠 (非常解除付き) その他付属金物一式	その他金物一式
備考	手摺、ペーパーホルダー等取付部は下地補強	手摺、ペーパーホルダー等取付部は下地補強	

検 印	豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事	令和6年 (2024年) 3月	建
	②-1棟2~4F平面詳細図 (改修)	S-1/30 1/50 (A2)	
	豊中市財務部施設課	一級建築士登録 第256765号 西本 裕昭	

No. 2-6

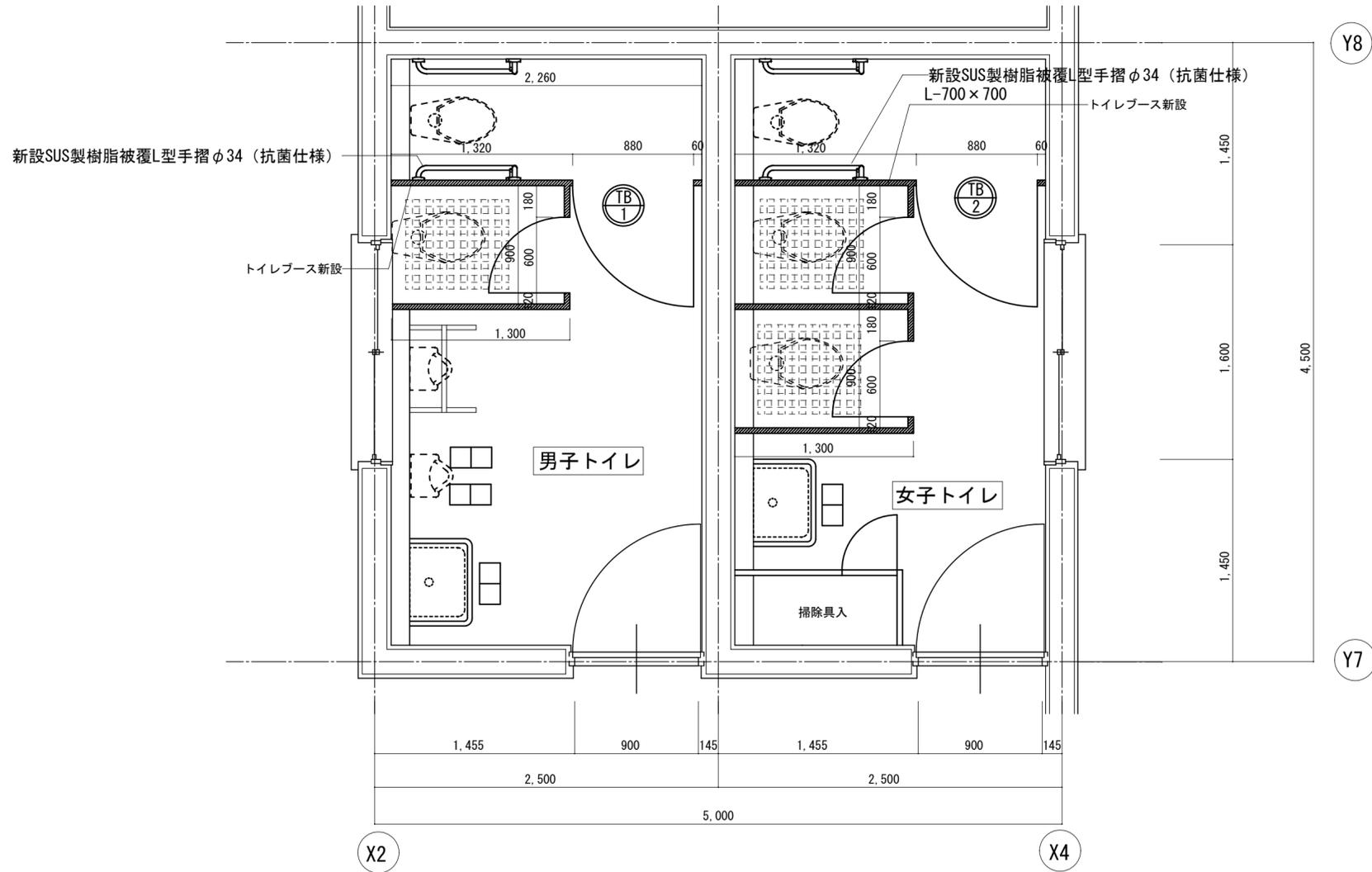


撤去範囲を示す。

既設建具表 (1階) 1/50

記号・形式	トイレベース (既設・撤去)	トイレベース (既設・撤去)
姿 図		
位置・数量	1F 男子トイレ 1	1F 女子トイレ 1
仕上・見込	メラミン化粧板	メラミン化粧板
硝子		
金物	頭つなぎ SUS304 FB-6*40	頭つなぎ SUS304 FB-6*40
備考	その他金物一式	その他金物一式

検 印	豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事	令和6年(2024年)3月	建
	プール附属棟1F平面詳細図(既設)	S=1/30 1/50 (A2)	
	豊中市財務部施設課	一級建築士登録 第256765号 西本 裕昭	



- ・既存ブース撤去後の床穴補修：モルタル埋め補修
- ・既存ブース撤去後の壁穴補修：シール充填
- ・既存ブース撤去後の壁補修：EP-G塗装
- ・既存掃除用具掛けのある箇所にはメッシュパネル (300×600)、フック (6個) を設置すること。

////// 新設範囲を示す。

改修建具表 (1階) 1/50

記号・形式	① TB1 トイレブース (改修)	② TB2 トイレブース (改修)
姿 図		
位置・数量	1F 男子トイレ 1	1F 女子トイレ 1
仕上・見込	メラミン樹脂化粧板 (ペーパーコア心、標準色) 40	メラミン化粧板T1.2 ステンレス巾木 40
硝子		
金物	アルミ笠木 (蓋付)、アルミエッジ (Rタイプ)、サポート グレビティヒンジ、フック付戸当、表示錠 (非常解除付き)	頭つなぎ SUS304 FB-6*40
備考	その他付属金物一式 手摺、ペーパーホルダー等取付部は下地補強	その他金物一式

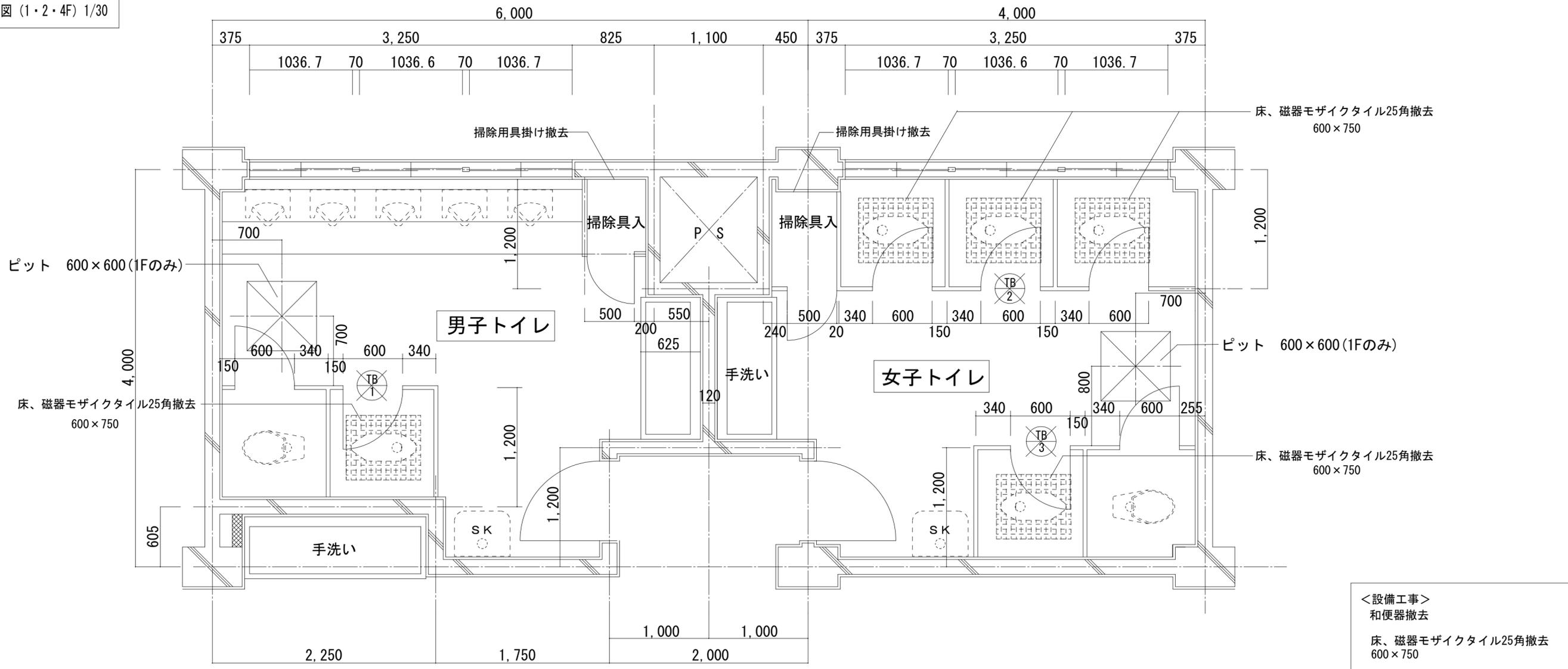
検 印	豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事	令和6年 (2024年) 3月	建
	プール附属棟 1F平面詳細図 (改修)	S-1/30 1/50 (A2)	
	豊中市財務部施設課	一級建築士登録 第256765号 西本 裕昭	

<p>工事概要</p> <p>工事名称 豊中市立高川小学校外1枚トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事</p> <p>工事場所 豊中市浜2丁目14番1号</p> <p>工事種目 ・和式便器から洋式便器への改修工事に伴うトイレブースの撤去・新設等</p> <p>○本工事は4週8休対象工事ではありません。作業時間等は「工事現場管理」参照</p>	<p>○工事現場内を含む、敷地内は全面禁煙とする。</p> <p>また、敷地外においても近隣住民の迷惑になる場所での喫煙は避けること。</p> <p>○本工事は「情報共有システム」を活用する工事である。適用にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「工事施工中における発注者間の情報共有システム機能要件2019年版営繕工事編」を満たす情報共有システムとし、監督職員と協議の上決定し使用すること。</p> <p>提出書類は原則、情報共有システムを使用し、電子提出すること。</p> <p>○石綿含有建材の有無に関わらず、建築物（建築設備を含む）等の解体・改修工事を行う前に石綿含有建材の調査を実施し、調査結果を発注者及び大阪府に報告すること。調査結果の報告は、大阪府に対しては原則として石綿事前調査結果報告システムを使用し、発注者に対しては監督職員の指示によるものとする。</p> <p>なお、当調査は、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者が行うものとする。</p>	<p>工事現場管理</p> <p>○作業時間は原則として午前8時から午後6時までとし、土曜、日曜、祝日は休業とすること。</p> <p>○学校における工事の場合は、テスト期間中は軽作業のみとする。やむをえず作業を行う場合は作業時間及び作業内容を施設管理者に説明した上で、承諾を得ること。</p> <p>○施設利用者及び近隣住民の安全対策については、監督職員、施設管理者と十分協議を行い終始安全に注意し施工すること。</p> <p>○近隣への工事説明等は受注者にて行うこと。（求められた場合の説明会を含む）</p> <p>○工事に伴う近隣の安全対策、折衝及び損害補償はすべて受注者が行うこと。</p> <p>○工事車両における事故防止の安全対策は受注者の責務とする。</p> <p>○工事中における道路清掃を励行し、特に進入路付近の清掃は随時行うこと。</p> <p>○工事車両駐車場は図示する範囲とし、周辺道路は全て駐車禁止とする。また駐車場の不足については、受注者の負担にて近隣で確保すること。</p> <p>○仮設電力・用水・電話は工事専用とし、引込等の費用は本工事に含む。</p> <p>○解体及びはつり工事の実施時期については、監督職員、施設管理者と協議の上、決定すること。</p> <p>○解体及びはつり工事等の騒音、粉塵及び振動を伴う作業については、周辺環境への影響の少ない工法及び作業を選定すること。また換気装置、送風機用ダクト、集塵機等により周辺への粉塵飛散の抑制を行うこと。</p> <p>○石綿含有建材の除去工事の実施時期については、監督職員、施設管理者と協議の上、決定すること。</p> <p>○施工図・施工計画書の作成に際し、関連工事及び別途工事（設備工事等）を含めた総合図を作成し、監督職員の承諾を得ること。</p>	<p>化学物質の濃度測定</p> <p>○室内化学物質等の測定は文部科学省が定める基準以下であることを確認し、気温、湿度（室内・室外）、天候、風の状況、日射進入状況、測定月日、時間、窓の開閉状況、機械換気量、工事完成時から測定までの日数、測定温度、測定方法及び使用した機器を明示した報告書を提出すること。</p> <p>測定時期 施工前 工事完了後</p> <p>測定する化学物質の種類</p> <p>ホルムアルデヒド・・・100ug/m3 0.08ppm以下</p> <p>トルエン・・・260ug/m3 0.07ppm以下</p> <p>キシレン・・・200ug/m3 0.05ppm以下</p> <p>エチルベンゼン・・・3800ug/m3 0.88ppm以下</p> <p>ステレン・・・220ug/m3 0.05ppm以下</p> <p>パラジクロロベンゼン・・・240ug/m3 0.04ppm以下</p> <p>測定方法 アクティブ型採取機器により行う。</p> <p>測定対象室及び測定箇所数 2箇所</p> <p>対象室</p> <p>○各種揮発性有機化合物濃度が上記測定基準値以下となることを確認するまでは引渡し不可とする。その場合には発生原因を究明し汚染物質の発生を低くする等、適切な措置を講じる。さらに十分な換気を励行し再度測定を行う。測定値が基準値以下となることを確認後に引渡しすること。</p> <p>○測定機関は受注者以外の専門測定機関等に委託すること。測定機関については都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関又はこれと同等以上の技術を有する者とする。</p>
<p>1. 一般共通事項</p> <p>一般事項</p> <p>○その他の事項や書式については、「豊中市建築工事提出書類作成要領・受注者検査要領」「建築材料等評価名簿（最新版）（一般社団法人公共建築協会）」による。</p> <p>○着工に先立ち施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得ること。また、工事完了時には施工報告書を提出すること。</p> <p>○豊中市環境の保全等の推進に関する条例に定める特定建設作業を行う場合は、速やかに、同届出書を本市環境部環境指導課へ提出し、その写しを監督職員へ提出すること。</p> <p>○建設業退職金共済制度掛金収納書届及び証紙の受払簿を監督職員へ提出すること。また、本工事が同制度加入済みであることの標記を、現場内で監督職員の指示する場所に掲示すること。</p> <p>○本工事により、付近の敷地及び既存建物その他に損傷を与えた場合には、受注者の負担にて全て原状回復を行うこと。</p> <p>○工事に伴い障害物が発見されたときは、速やかに監督職員に報告し、協議の上、施工すること。</p> <p>○工期内の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱、その他関係法令に従い適切な処置を行うとともに、特に①～④の事項を守ること。</p> <p>①第三者に災害を及ぼしてはならない。</p> <p>②公害の防止に努めること。</p> <p>③善良な管理職員の注意をもってしても、災害または、公害の発生の恐れがある場合の処置については速やかに監督職員と協議すること。</p> <p>④受注者は工事期間中、火災保険を含む建設工事保険に加入すること。また、損害を補填できる第三者損害賠償責任保険に加入すること。</p>	<p>関連工事</p> <p>○総括安全衛生管理者とし、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等を行うこと。</p> <p>○別契約の関連工事について、関連工事の受注者に対し、次のものについて便宜を供与する。これらに要する費用の負担は、全て受注者の負担とする。その他については工事区分表による。</p> <p>①関連工事を行う場所への出入り及び安全管理</p> <p>②仮囲い・足場等の仮設物の利用</p> <p>③障害となる仮設物の取除き、貫通孔等の設置、ボルト・インサート等の取付け</p> <p>④材料の取込に必要な搬入口・通路等の設置・確保</p> <p>設計変更</p> <p>○設計変更に関わる工事は監督職員の指示によって行う。</p> <p>○前項の場合において請負代金額の変更を行う場合は、その都度施工に着手する前に請負代金額の増減を明示した増減内訳書を提出し監督職員の確認を受けること。</p> <p>○増減内訳書における工事単価は工事請負契約時の工事単価とする。</p>	<p>材料・工法</p> <p>○本工事に使用するすべての材料は工事施工前に、監督職員の指示する資材のSDS（安全データシート）等を提出すること。</p> <p>○図面中、同等品以上（同等以上）と注記された製品及び工法において、同等品以上のもを使用する場合は事前に監督職員の承諾を得ること。そのことにより建築基準法第18条第2項の規定による計画通知の変更は原則として認めない。やむをえず計画通知の変更等を行う場合は全て受注者の負担にてその手続きを行うこと。なお、それに伴う本工事の工期変更及び金額変更は一切認めない。</p> <p>○国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより、環境負荷を低減できる材料を選択するよう努めること。</p> <p>○屋内で使用する材料の選定にあたっては、揮発性有害物質の放散による健康への影響に配慮すること。</p> <p>○可能な限りリサイクル材を使用すること。</p>	<p>工事検査及び技術検査</p> <p>○竣工引渡し時、施工上の欠陥あるいは使用材料の不良により生じた破損は、直ちに無償手直しをする旨の保証書を受注者・施工業者・製造メーカー連名にて提出すること。各保証期間は以下による。</p> <p>塗装工事：2年 外壁塗装工事：2年</p> <p>防水工事：10年 床シート類：2年</p> <p>シーリング工事：5年 塗膜防水工事：5年</p> <p>アスファルトシングル工事：10年 EV：2年</p>
<p>数量公開</p> <p>○本工事における市より公開する参考数量書は参考資料のため、設計変更及び差引増減の対象とならないものとする。また、参考数量書の内容は質疑の対象とならないものとする。なお、本図面と参考数量書との間で相違があった場合は図面を優先とする。</p> <p>○受注者は請負契約締結後10日以内に本工事に係る差引増減対応が可能な工事費内訳書を施設課へ提出すること。</p>	<p>設計変更</p> <p>○設計変更に関わる工事は監督職員の指示によって行う。</p> <p>○前項の場合において請負代金額の変更を行う場合は、その都度施工に着手する前に請負代金額の増減を明示した増減内訳書を提出し監督職員の確認を受けること。</p> <p>○増減内訳書における工事単価は工事請負契約時の工事単価とする。</p>	<p>施工</p> <p>○図中寸法はすべて参考寸法とし、施工に先立ち現場実測等を行い設計図書と現場との相違がないか確認すること。また、相違があった場合は速やかに監督職員に報告すること。</p> <p>○隠べ部分の工事は事前に監督職員の確認を受けた後、次の工程に進むこと。なお確認なきものは、すべて無効とし手直し等の費用はすべて受注者の負担とする。</p> <p>○監督職員による立会検査時は、工事受注者による検査を行い、その記録を提出（写真含）しなければならない。記録がない場合は監督職員による検査は行わず、それによる工事の遅延は工事受注者の責とみなす。</p> <p>○工事車両及び工事関係車両は、当工事である旨の表示を行うこと。なお、その表示は、第三者が識別できるよう工夫すること。</p> <p>○本工事のすべての作業員は名札または腕章等で、本工事の作業員であることを明示すること。</p>	<p>2. 仮設工事</p> <p>○敷地内に現場事務所等を新たに設置する場合、基礎を建築基準法第20条に適合させること。</p> <p>○敷地内に現場事務所等を新たに設置する場合、豊中市火災予防条例第45条の規定により、届出書を所轄消防署へ提出すること。</p> <p>○労働安全衛生規則を遵守し、仮設足場を設置すること。また、労働安全衛生法に基づく届出を行うこと。</p> <p>○交通誘導員の配置は、特記仕様書のほか仮設計図書による。</p> <p>○仮間仕切りの扉等工事範囲の出入口は、施錠を行う交通誘導員を配置するなどして、無断の工事関係者以外の立ち入りを不可とすること。</p> <p>○工事に伴う移動可能な備品等の移動は原則図面によるが、監督職員・施設管理者と十分協議の上その指示に従い、移動等を行うこと。また、図示なき場所の移動についても、協議の上軽微なものは本工事に含む。</p> <p>○本工事の施工にあたり支障となる樹木、フェンス、屋外通路の屋根等の枝払い、移植、仮撤去・復旧等はすべて本工事に含む。</p> <p>○工事使用範囲については購入土（マサ土）にて整地・転圧を行うこと。</p> <p>○外埠足場はW900以上（昇降部：W1200以上）とする。</p>
<p>工事関係図書</p> <p>○撤去に伴うガラ等の発生材の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設リサイクル法」等による、建設廃棄物処理委託契約書の写しを提出すること。また、再生資源利用計画書及び実施書に数量を入力し、入力データ等を監督職員に提出すること。</p> <p>○発生した廃棄物は、現場より直接処分場へ持ち込むこととする。</p> <p>○受注者より提出された施工図及び、施工計画書の著作にかかわる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。</p> <p>○疑義が生じた場合は監督職員と協議の上決定すること。</p> <p>○運送業については、貨物自動車運送業法を遵守すること。また、一般貨物自動車運送事業を営もうとするものは、国土交通大臣の許可を受けた者とすること。</p> <p>○特記なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（令和4年版）」（以下「標仕」という。）、「建築工事監理指針（令和4年版）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）」（以下「改仕」という。）、「建築改修工事監理指針（令和4年版）」による。</p> <p>○本工事は、建築基準法、労働安全衛生法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱、その他関連法令を遵守すること。</p> <p>○工事中手、施工、完成にあたり、「標仕」1.1.3 による関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等「監理指針」表1.1.1 を遅滞なく行う。なお、これに要する費用は本工事に含む。</p>	<p>設計変更</p> <p>○設計変更に関わる工事は監督職員の指示によって行う。</p> <p>○前項の場合において請負代金額の変更を行う場合は、その都度施工に着手する前に請負代金額の増減を明示した増減内訳書を提出し監督職員の確認を受けること。</p> <p>○増減内訳書における工事単価は工事請負契約時の工事単価とする。</p>	<p>3. 土工事</p> <p>○図中寸法はすべて参考寸法とし、施工に先立ち現場実測等を行い設計図書と現場との相違がないか確認すること。また、相違があった場合は速やかに監督職員に報告すること。</p> <p>○隠べ部分の工事は事前に監督職員の確認を受けた後、次の工程に進むこと。なお確認なきものは、すべて無効とし手直し等の費用はすべて受注者の負担とする。</p> <p>○監督職員による立会検査時は、工事受注者による検査を行い、その記録を提出（写真含）しなければならない。記録がない場合は監督職員による検査は行わず、それによる工事の遅延は工事受注者の責とみなす。</p> <p>○工事車両及び工事関係車両は、当工事である旨の表示を行うこと。なお、その表示は、第三者が識別できるよう工夫すること。</p> <p>○本工事のすべての作業員は名札または腕章等で、本工事の作業員であることを明示すること。</p>	<p>3. 土工事</p> <p>○残土処分は市が指定する処分場にて処分すること。なお、分析にかかる費用は本工事に含む。</p>
<p>完成写真</p> <p>○以下のものを監督職員に提出する。</p> <p>竣工写真と現況写真を対比したアルバムデータ</p> <p>現況写真（工事場所及びその附近の必要と思われる箇所について完成後の写真アングルを考慮して着工前に撮影）</p> <p>竣工写真 竣工後、外観や室内各室を撮影</p> <p>完成図</p> <p>○工事完成時に以下のものを監督職員に提出する。</p> <p>完成図のデータ</p> <p>完成図を印刷し、背張り製本したもの A4判2冊程度</p> <p>（製本サイズと作成部数は監督職員に確認すること。）</p>	<p>完成写真</p> <p>○以下のものを監督職員に提出する。</p> <p>竣工写真と現況写真を対比したアルバムデータ</p> <p>現況写真（工事場所及びその附近の必要と思われる箇所について完成後の写真アングルを考慮して着工前に撮影）</p> <p>竣工写真 竣工後、外観や室内各室を撮影</p> <p>完成図</p> <p>○工事完成時に以下のものを監督職員に提出する。</p> <p>完成図のデータ</p> <p>完成図を印刷し、背張り製本したもの A4判2冊程度</p> <p>（製本サイズと作成部数は監督職員に確認すること。）</p>	<p>4. 内装工事</p> <p>トイレブース</p> <p>○トイレブースの表面仕上げ材は下記のとおりとする。</p> <p>・表面材の材質…メラミン樹脂化粧板</p> <p>・脚部…サポート</p> <p>・ドアエッジ…アルミニウム製（R形状）</p> <p>○トイレブースは、下記又は同等品以上とすること。</p> <p>小松ウォール工業（株）、三和シャッター（株）、コマニー（株）</p>	<p>4. 内装工事</p> <p>トイレブース</p> <p>○トイレブースの表面仕上げ材は下記のとおりとする。</p> <p>・表面材の材質…メラミン樹脂化粧板</p> <p>・脚部…サポート</p> <p>・ドアエッジ…アルミニウム製（R形状）</p> <p>○トイレブースは、下記又は同等品以上とすること。</p> <p>小松ウォール工業（株）、三和シャッター（株）、コマニー（株）</p>

2024年4月作成

	検 印	豊中市立高川小学校外1枚トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事	令和6年(2024年)3月	建
		特記仕様書		
		豊中市財務部施設課	1級建築士登録 第256765号 西本 裕昭	No 3-1

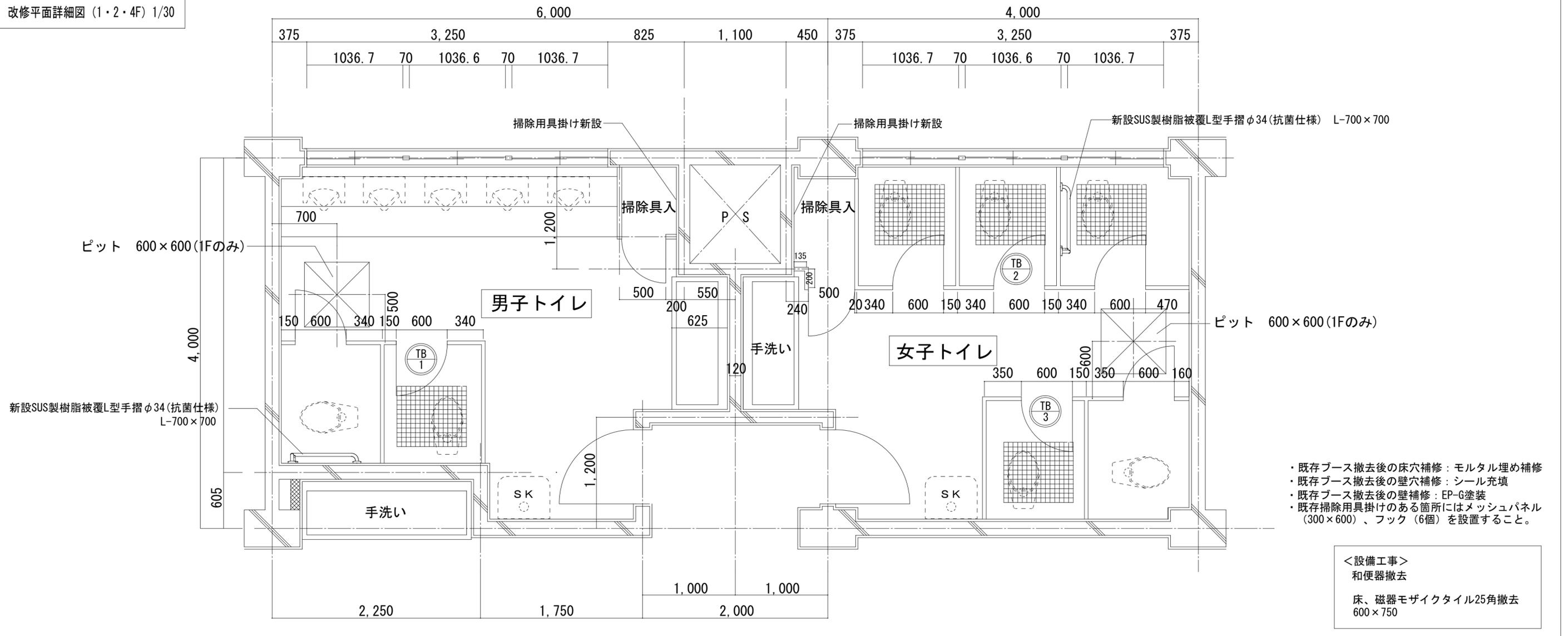
既設平面詳細図 (1・2・4F) 1/30



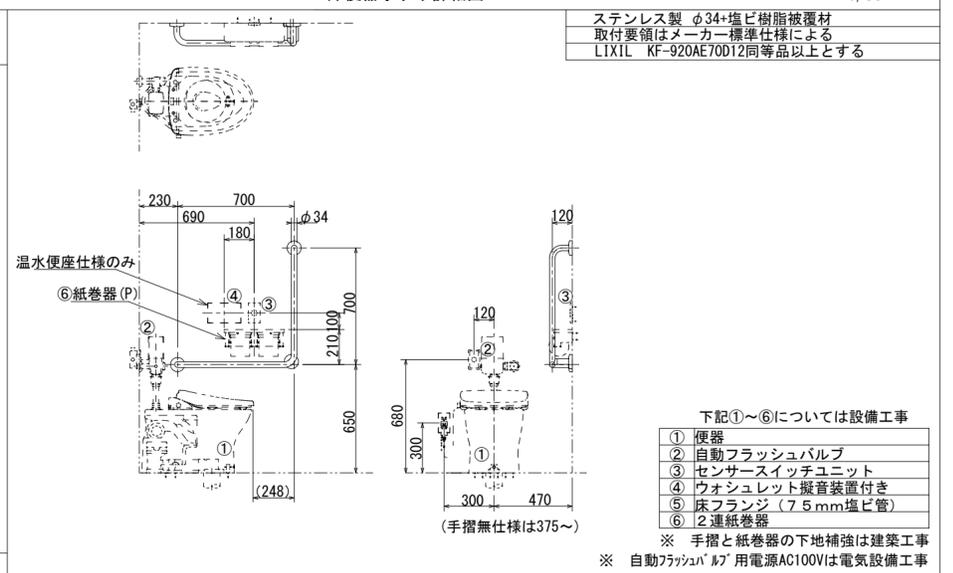
既設建具表 (1・2・4F) 1/50

記号・形式	TB 1 トイレブース (既設・撤去)	TB 2 トイレブース (既設・撤去)	TB 3 トイレブース (既設・撤去)
姿 図			
位置・数量	1・2・4F 男子トイレ 3	1・2・4F 女子トイレ 3	1・2・4F 女子トイレ 3
仕上・見込	シナベニヤt6 (タイプ1) OP 40	シナベニヤt6 (タイプ1) OP 40	シナベニヤt6 (タイプ1) OP 40
硝子			
金物	頭つなぎ FB-6*30	頭つなぎ FB-6*30	頭つなぎ FB-6*30
備考	その他金物一式	その他金物一式	その他金物一式

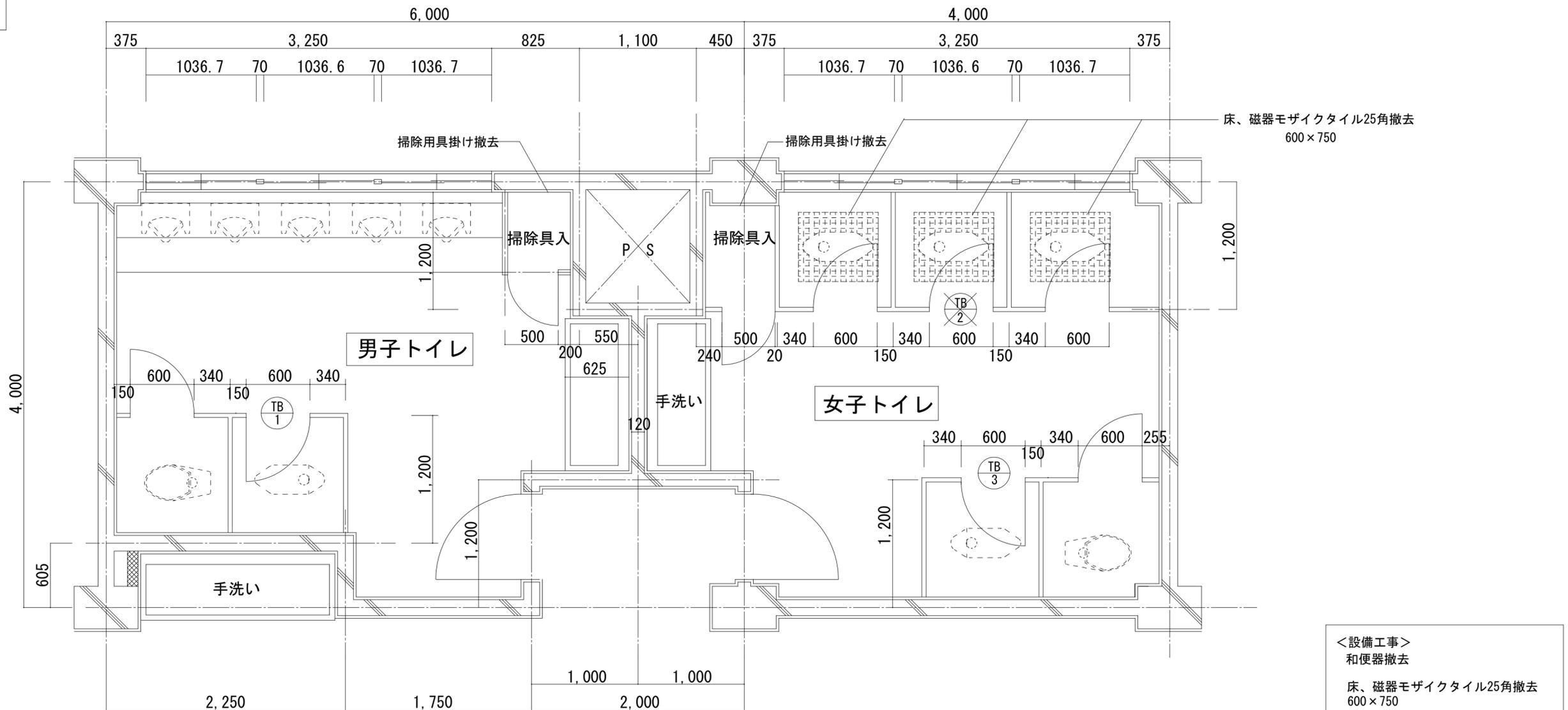
検 印	豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事	令和6年(2024年)3月	建
	①-1棟トイレ1・2・4F平面詳細図(既設)	S=1/30 1/50 (A2)	
	豊中市財務部施設課	一級建築士登録 第256765号 西本 裕昭	



記号・形式	① TB 1 トイレブース (新設)	② TB 2 トイレブース (新設)	③ TB 3 トイレブース (新設)
姿 図			
位置・数量	1・2・4F 男子トイレ 3	1・2・4F 女子トイレ 3	1・2・4F 女子トイレ 3
仕上・見込	メラミン樹脂化粧板(ペーパーコア心、標準色) 40	メラミン樹脂化粧板(ペーパーコア心、標準色) 40	メラミン樹脂化粧板(ペーパーコア心、標準色) 40
金 物	アルミ笠木(蓋付)、アルミエッジ(Rタイプ)、サポート グレビティヒンジ、フック付戸当、表示錠(非常解除付き) その他付属金物一式	アルミ笠木(蓋付)、アルミエッジ(Rタイプ)、サポート グレビティヒンジ、フック付戸当、表示錠(非常解除付き) その他付属金物一式	アルミ笠木(蓋付)、アルミエッジ(Rタイプ)、サポート グレビティヒンジ、フック付戸当、表示錠(非常解除付き) その他付属金物一式
備 考			



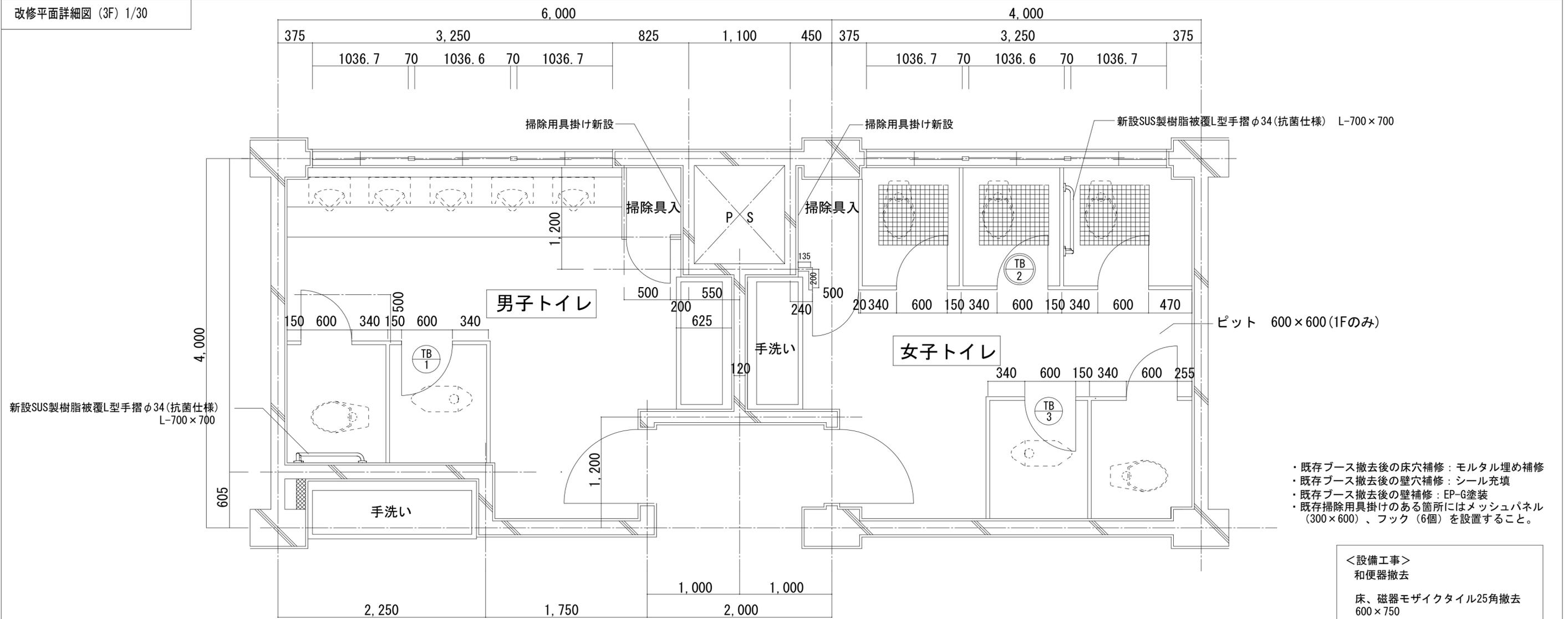
検 印	豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事	令和6年(2024年)3月	建 No. 3-4
	①-1棟トイレ1・2・4F平面詳細図(改修)	S=1/30 1/50 (A2)	
	豊中市財務部施設課	一級建築士登録 第256765号 西本 裕昭	



<設備工事>
和便器撤去
床、磁器モザイクタイル25角撤去
600×750

既設建具表 (3F) 1/50

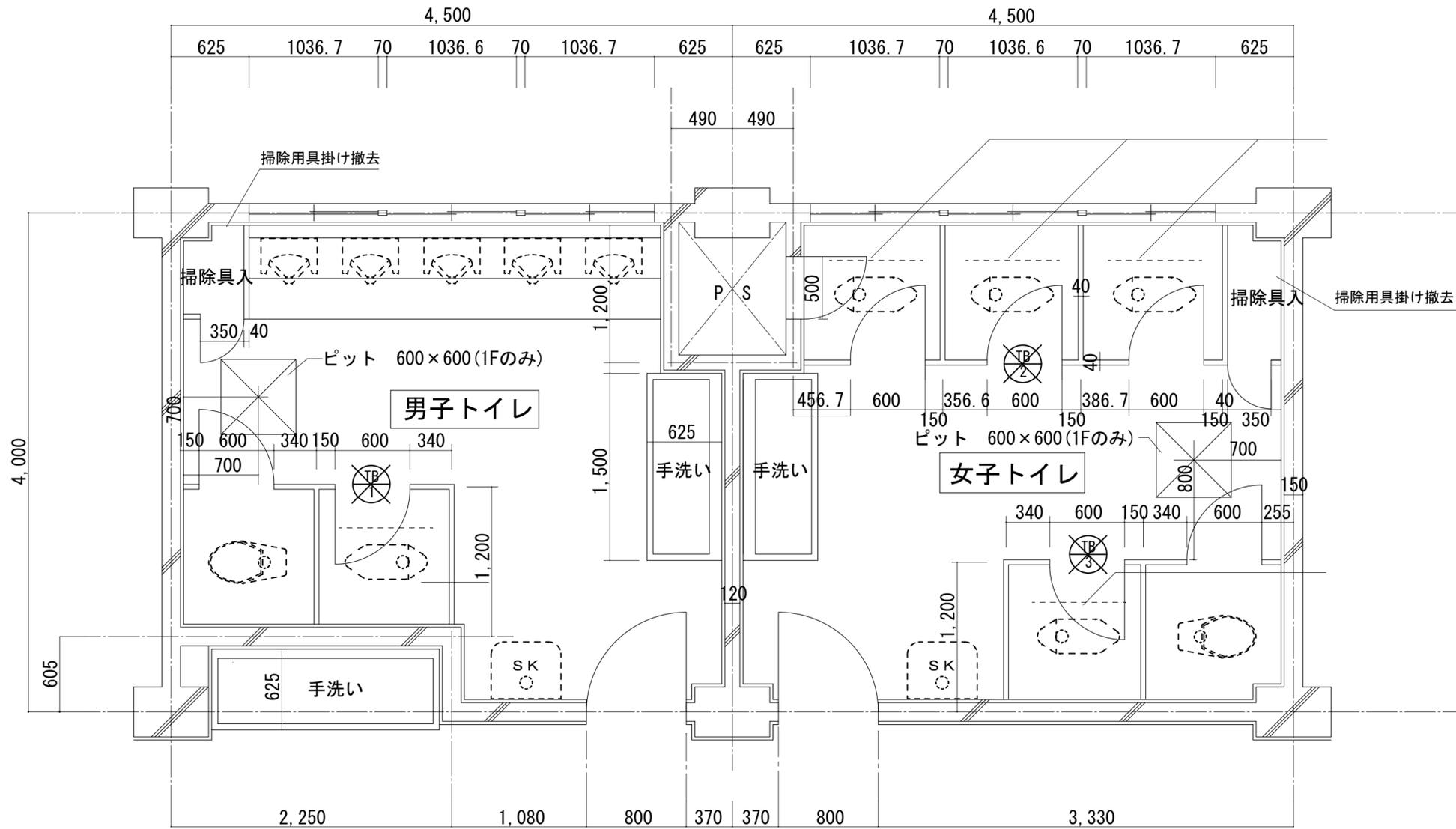
記号・形式	⊙ TB 1	トイレブース (既設・存置)	⊗ TB 2	トイレブース (既設・撤去)	⊙ TB 3	トイレブース (既設・存置)
姿 図						
位置・数量	3F 男子トイレ	1	3F 女子トイレ	1	3F 女子トイレ	1
仕上・見込	シナベニヤt6 (タイプ1) OP	40	シナベニヤt6 (タイプ1) OP	40	シナベニヤt6 (タイプ1) OP	40
硝子	頭つなぎ FB-6*30		頭つなぎ FB-6*30		頭つなぎ FB-6*30	
金物	その他金物一式		その他金物一式		その他金物一式	
備 考						
検 印						豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事 ①-1棟トイレ3F平面詳細図 (既設) 豊中市財務部施設課
						令和6年(2024年)3月 S=1/30 1/50 (A2) 一級建築士登録 第256765号 西本 裕昭
						建 No. 3-5



改修建具表 (3F) 1/50

記号・形式	① TB 1 トイレブース (新設)	② TB 2 トイレブース (新設)	③ TB 3 トイレブース (新設)	検印	豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事		令和6年(2024年)3月	建 No. 3-6	
位置・数量	3F 男子トイレ 1	3F 女子トイレ 1	3F 女子トイレ 1		①-1 棟トイレ3F平面詳細図 (改修)		S-1/30 1/50 (A2)		一級建築士登録 第256765号 西本 裕昭
仕上・見込	メラミン樹脂化粧板 (ペーパーコア心、標準色) 40	メラミン樹脂化粧板 (ペーパーコア心、標準色) 40	メラミン樹脂化粧板 (ペーパーコア心、標準色) 40						
金物	アルミ笠木 (蓋付)、アルミエッジ (Rタイプ)、サポート グレビティヒンジ、フック付戸当、表示錠 (非常解除付き) その他付属金物一式	アルミ笠木 (蓋付)、アルミエッジ (Rタイプ)、サポート グレビティヒンジ、フック付戸当、表示錠 (非常解除付き) その他付属金物一式	アルミ笠木 (蓋付)、アルミエッジ (Rタイプ)、サポート グレビティヒンジ、フック付戸当、表示錠 (非常解除付き) その他付属金物一式						
備考									
豊中市財務部施設課									

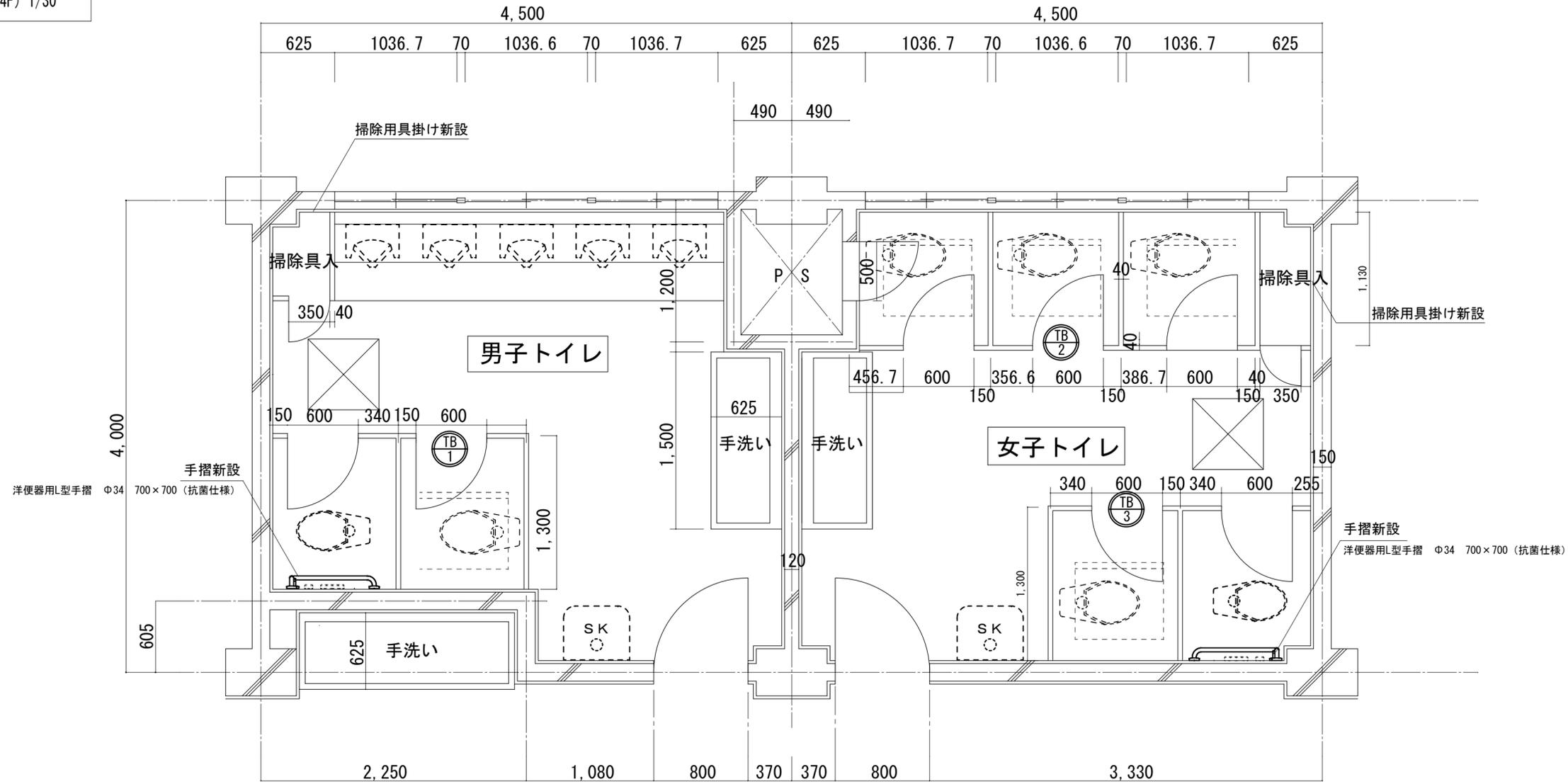
既設平面詳細図 (1~4F) 1/30



既設建具表 (1~4F) 1/50

記号・形式	トイレブース (既設・撤去)	トイレブース (既設・撤去)	トイレブース (既設・撤去)
姿 図			
位置・数量	1~4F 男子トイレ 5	1~4F 女子トイレ 5	1~4F 女子トイレ 5
仕上・見込	シナベニヤt6 (タイプ1) OP 40	シナベニヤt6 (タイプ1) OP 40	シナベニヤt6 (タイプ1) OP 40
硝子			
金物	頭つなぎ FB-6*30	頭つなぎ FB-6*30	頭つなぎ FB-6*30
備考	その他金物一式 ペーパーホルダー1箇所 (壁面) 撤去	その他金物一式 ペーパーホルダー3箇所 (壁面) 撤去	その他金物一式 ペーパーホルダー1箇所 (壁面) 撤去

検 印	豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事	令和6年(2024年)3月	建
	②-1棟東側1~4F平面詳細図(既設)	S=1/30 1/50 (A2)	
	①-3棟1F平面詳細図(既設)	一級建築士登録 第256765号 西本 裕昭	
豊中市財務部施設課		No.	3-7

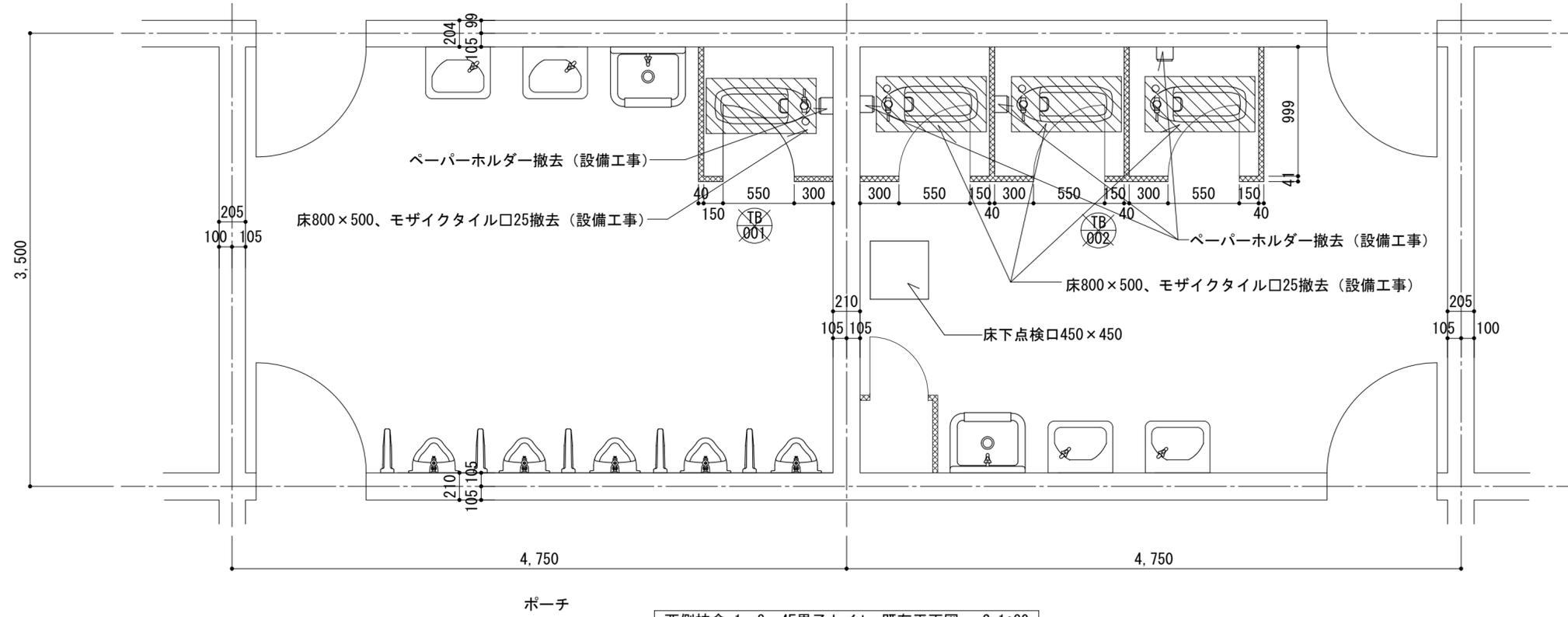


改修建具表 (1~4F) 1/50

手摺、ペーパーホルダー等取付部は下地補強を行うこと。

記号・形式	① トイレブース (改修)	② トイレブース (改修)	③ トイレブース (改修)		
姿 図				<p>※トイレブースに取付下地を入れておく事 合板t5.5 1枚張りとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存ブース撤去後の床穴補修: モルタル埋め補修 既存ブース、ペーパーホルダー撤去後の壁穴補修: モルタル埋め補修 既存ブース、ペーパーホルダー撤去後の壁補修: EP-G塗装 既存掃除用具掛けのある箇所にはメッシュパネル (300*600) フック (6個) を設置すること
位置・数量	1~4F 男子トイレ 5	1~4F 女子トイレ 5	1~4F 女子トイレ 5		
仕上・見込	メラミン樹脂化粧板 (ペーパーコア心. 標準色) 40	メラミン樹脂化粧板 (ペーパーコア心. 標準色) 40	メラミン樹脂化粧板 (ペーパーコア心. 標準色) 40		
金 物	アルミ笠木 (蓋付)、アルミエッジ (Rタイプ)、サポート グレビティヒンジ、フック付戸当、表示錠 (非常解除付き) その他付属金物一式	アルミ笠木 (蓋付)、アルミエッジ (Rタイプ)、サポート グレビティヒンジ、フック付戸当、表示錠 (非常解除付き) その他付属金物一式	アルミ笠木 (蓋付)、アルミエッジ (Rタイプ)、サポート グレビティヒンジ、フック付戸当、表示錠 (非常解除付き) その他付属金物一式		
備 考	ペーパーホルダー1箇所 (壁面) 新設	ペーパーホルダー3箇所 (壁面) 新設	ペーパーホルダー1箇所 (壁面) 新設		

検 印	豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事	令和6年 (2024年) 6月	建
	②-1棟東側1~4F平面詳細図 (改修) ①-3棟1F平面詳細図 (改修)	S=1/30 1/50 (A2)	
	豊中市財務部施設課	一級建築士登録 第256765号 西本 裕昭	

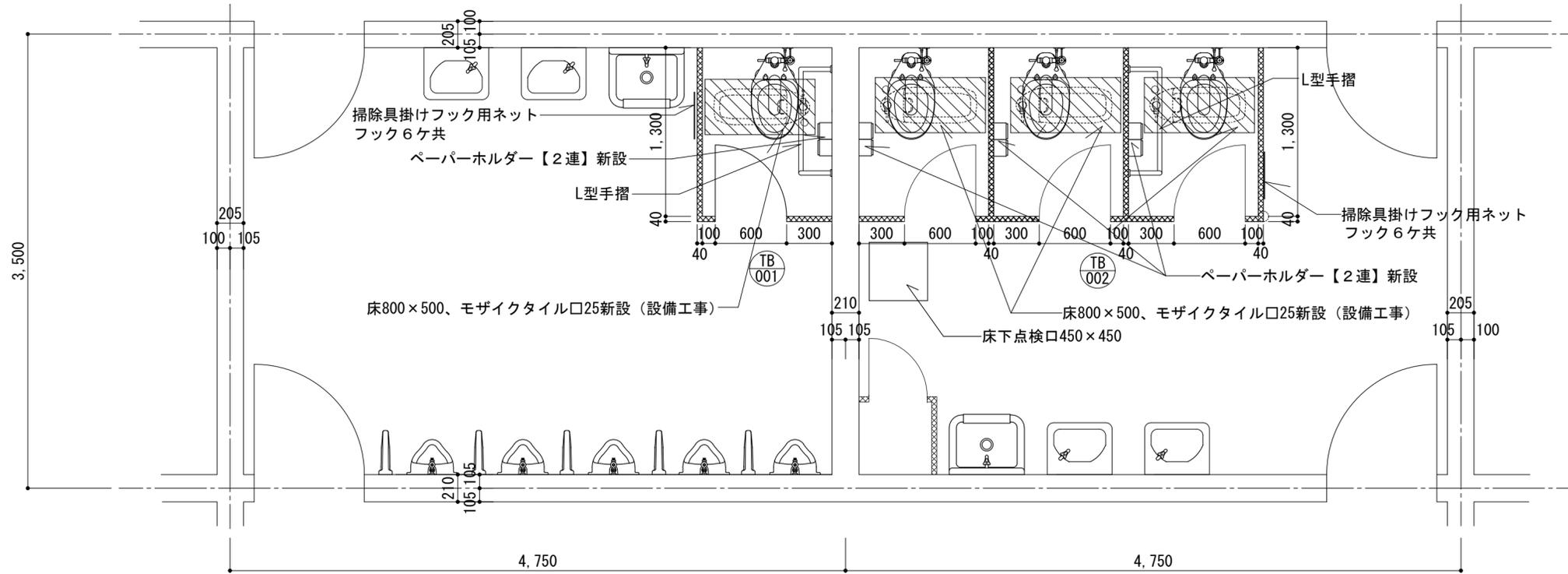


西側校舎 1・3・4F男子トイレ 既存平面図 S=1:30

記号・形式	トイレブース (撤去)	記号・形式	トイレブース (撤去)
姿図	<p>頭つなぎ ステンレス\square40\times20</p>	<p>頭つなぎ ステンレス\square40\times20</p>	
位置・数量	プール棟男子トイレ 1	位置・数量	プール棟女子トイレ 1
仕上・見込	木製フラッシュ 40	仕上・見込	木造フラッシュ 40
硝子		硝子	
金物	附属金物一式	金物	附属金物一式
備考	※既設ブース撤去後はモルタル補修を施すこと (各トイレ共通)	備考	※既設ブース撤去後はモルタル補修を施すこと (各トイレ共通)

検 印	豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事	令和6年(2024年)3月	建
	プール附属棟平面詳細図 (既設)	1/30・1/50	
	豊中市財務部施設課	一級建築士登録 第256765号 西本 裕昭	

既設平面詳細図



ポーチ

西側校舎 1・3・4F男子トイレ 既存平面図 S=1:30

記号・形式	TB 001 トイレブース (新設)	記号・形式	TB 002 トイレブース (新設)
姿図		姿図	
位置・数量	プール棟男子トイレ 1	位置・数量	プール棟女子トイレ 1
仕上・見込	メラミン化粧板 (ペーパーコア心、標準色) 40	仕上・見込	メラミン化粧板 (ペーパーコア心、標準色) 40
硝子		硝子	
金物	アルミ笠木 (蓋付)、アルミエッジ (Rタイプ)、サポート、ブース用SUS金物、グレビティヒンジ、フック付戸当り、表示錠 (非常時解除付き)、その他付属金物一式	金物	アルミ笠木 (蓋付)、アルミエッジ (Rタイプ)、サポート、ブース用SUS金物、グレビティヒンジ、フック付戸当り、表示錠 (非常時解除付き)、その他付属金物一式
備考	※既設ブース撤去後はモルタル補修を施すこと (各トイレ共通)	備考	※既設ブース撤去後はモルタル補修を施すこと (各トイレ共通)

検 印	豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事	令和6年(2024年)3月	建
	プール附属棟平面詳細図 (改修)	1/30・1/50	
	豊中市財務部施設課	一級建築士登録 第256765号 西本 裕昭	

<p>工事概要</p> <p>工事名称 豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事</p> <p>工事場所 豊中市浜2丁目14番1号</p> <p>工事種目 ・和式便器から洋式便器への改修工事に伴うトイレブースの撤去・新設等</p> <p>○本工事は4週8休対象工事ではありません。作業時間等は「工事現場管理」参照</p>		<p>○工事現場内を含む、敷地内は全面禁煙とする。</p> <p>また、敷地外においても近隣住民の迷惑になる場所での喫煙は避けること。</p> <p>○本工事は「情報共有システム」を活用する工事である。適用にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「工事施工中における発注者間の情報共有システム機能要件2019年版営繕工事編」を満たす情報共有システムとし、監督職員と協議の上決定し使用すること。</p> <p>提出書類は原則、情報共有システムを使用し、電子提出すること。</p> <p>○石綿含有建材の有無に関わらず、建築物（建築設備を含む）等の解体・改修工事を行う前に石綿含有建材の調査を実施し、調査結果を発注者及び大阪府に報告すること。調査結果の報告は、大阪府に対しては原則として石綿事前調査結果報告システムを使用し、発注者に対しては監督職員の指示によるものとする。</p> <p>なお、当調査は、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者が行うものとする。</p>	<p>工事現場管理</p> <p>○作業時間は原則として午前8時から午後6時までとし、土曜、日曜、祝日は休業とすること。</p> <p>○学校における工事の場合は、テスト期間中は軽作業のみとする。やむをえず作業を行う場合は作業時間及び作業内容を施設管理者に説明した上で、承諾を得ること。</p> <p>○施設利用者及び近隣住民の安全対策については、監督職員、施設管理者と十分協議を行い終始安全に注意し施工すること。</p> <p>○近隣への工事説明等は受注者にて行うこと。（求められた場合の説明会を含む）</p> <p>○工事に伴う近隣の安全対策、折衝及び損害補償はすべて受注者が行うこと。</p> <p>○工事車両における事故防止の安全対策は受注者の責務とする。</p> <p>○工事中における道路清掃を励行し、特に進入路付近の清掃は随時行うこと。</p> <p>○工事車両駐車場は図示する範囲とし、周辺道路は全て駐車禁止とする。また駐車場の不足については、受注者の負担にて近隣で確保すること。</p> <p>○仮設電力・用水・電話は工事専用とし、引込等の費用は本工事に含む。</p> <p>○解体及びはつり工事の実施時期については、監督職員、施設管理者と協議の上、決定すること。</p> <p>○解体及びはつり工事等の騒音、粉塵及び振動を伴う作業については、周辺環境への影響の少ない工法及び作業を選定すること。また換気装置、送風機用ダクト、集塵機等により周辺への粉塵飛散の抑制を行うこと。</p> <p>○石綿含有建材の除去工事の実施時期については、監督職員、施設管理者と協議の上、決定すること。</p> <p>○施工図・施工計画書の作成に際し、関連工事及び別途工事（設備工事等）を含めた総合図を作成し、監督職員の承諾を得ること。</p>	<p>化学物質の濃度測定</p> <p>○室内化学物質等の測定は文部科学省が定める基準以下であることを確認し、気温、湿度（室内・室外）、天候、風の状況、日射進入状況、測定月日、時間、窓の開閉状況、機械換気量、工事完成時から測定までの日数、測定温度、測定方法及び使用した機器を明示した報告書を提出すること。</p> <p>測定時期 施工前 工事完了後</p> <p>測定する化学物質の種類</p> <p>ホルムアルデヒド・・・100ug/m3 0.08ppm以下</p> <p>トルエン・・・260ug/m3 0.07ppm以下</p> <p>キシレン・・・200ug/m3 0.05ppm以下</p> <p>エチルベンゼン・・・3800ug/m3 0.88ppm以下</p> <p>ステレン・・・220ug/m3 0.05ppm以下</p> <p>パラジクロロベンゼン・・・240ug/m3 0.04ppm以下</p> <p>測定方法 アクティブ型採取機器により行う。</p> <p>測定対象室及び測定箇所数 箇所</p> <p>対象室</p> <p>○各種揮発性有機化合物濃度が上記測定基準値以下となることを確認するまでは引渡し不可とする。その場合には発生原因を究明し汚染物質の発生を低くする等、適切な措置を講じる。さらに十分な換気を励行し再度測定を行う。測定値が基準値以下となることを確認後に引渡しすること。</p> <p>○測定機関は受注者以外の専門測定機関等に委託すること。測定機関等については都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関又はこれと同等以上の技術を有する者とする。</p>
<p>1. 一般共通事項</p>				
<p>一般事項</p> <p>○その他の事項や書式については、「豊中市建築工事提出書類作成要領・受注者検査要領」「建築材料等評価名簿（最新版）（一般社団法人公共建築協会）」による。</p> <p>○着工に先立ち施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得ること。また、工事完了時には施工報告書を提出すること。</p> <p>○豊中市環境の保全等の推進に関する条例に定める特定建設作業を行う場合は、速やかに、同届出書を本市環境部環境指導課へ提出し、その写しを監督職員へ提出すること。</p> <p>○建設業退職金共済制度掛金収納書届及び証紙の受払簿を監督職員へ提出すること。また、本工事が同制度加入済みであることの標記を、現場内で監督職員の指示する場所に掲示すること。</p> <p>○本工事により、付近の敷地及び既存建物その他に損傷を与えた場合には、受注者の負担にて全て原状回復を行うこと。</p> <p>○工事に伴い障害物が発見されたときは、速やかに監督職員に報告し、協議の上、施工すること。</p> <p>○工期内の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱、その他関係法令に従い適切な処置を行うとともに、特に①～④の事項を守ること。</p> <p>①第三者に災害を及ぼしてはならない。</p> <p>②公害の防止に努めること。</p> <p>③善良な管理職員の注意をもってしても、災害または、公害の発生の恐れがある場合の処置については速やかに監督職員と協議すること。</p> <p>④受注者は工事期間中、火災保険を含む建設工事保険に加入すること。また、損害を補填できる第三者損害賠償責任保険に加入すること。</p> <p>○工事表示板、建設業許可票、労災成立証明書</p> <p>協力依頼板、危険表示等を設置すること。</p> <p>○表示位置は監督職員の指示する場所とする。</p> <p>○表示板仕様：木下地亜鉛鉄板貼の上SOP仕上げ</p> <p>840</p> <p>○撤去に伴うガラ等の発生材の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設リサイクル法」等による、建設廃棄物処理委託契約書の写しを提出すること。また、再生資源利用計画書及び実施書に数量を入力し、入力データ等を監督職員に提出すること。</p> <p>○発生した廃棄物は、現場より直接処分場へ持ち込むこととする。</p> <p>○受注者より提出された施工図及び、施工計画書の著作にかかわる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。</p> <p>○疑義が生じた場合は監督職員と協議の上決定すること。</p> <p>○運送業については、貨物自動車運送業法を遵守すること。また、一般貨物自動車運送事業を営もうとするものは、国土交通大臣の許可を受けた者とする。</p> <p>○特記なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（令和4年版）」（以下「標仕」という。）、「建築工事監理指針（令和4年版）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）」（以下「改仕」という。）、「建築改修工事監理指針（令和4年版）」による。</p> <p>○本工事は、建築基準法、労働安全衛生法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱、その他関連法令を遵守すること。</p> <p>○工事中手、施工、完成にあたり、「標仕」1.1.3による関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等「監理指針」表1.1.1を遅滞なく行う。なお、これに要する費用は本工事に含む。</p>	<p>関連工事</p> <p>○総括安全衛生管理者とし、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等を行うこと。</p> <p>○別契約の関連工事について、関連工事の受注者に対し、次のものについて便宜を供与する。これらに要する費用の負担は、全て受注者の負担とする。その他については工事区分表による。</p> <p>①関連工事を行う場所への出入り及び安全管理</p> <p>②仮囲い・足場等の仮設物の利用</p> <p>③障害となる仮設物の取除き、貫通孔等の設置、ボルト・インサート等の取付け</p> <p>④材料の取込に必要な搬入口・通路等の設置・確保</p> <p>設計変更</p> <p>○設計変更に関わる工事は監督職員の指示によって行う。</p> <p>○前項の場合において請負代金額の変更を行う場合は、その都度施工に着手する前に請負代金額の増減を明示した増減内訳書を提出し監督職員の確認を受けること。</p> <p>○増減内訳書における工事単価は工事請負契約時の工事単価とする。</p> <p>数量公開</p> <p>○本工事における市より公開する参考数量書は参考資料のため、設計変更及び差引増減の対象とならないものとする。また、参考数量書の内容は質疑の対象とならないものとする。なお、本図面と参考数量書との間で相違があった場合は図面を優先とする。</p> <p>○受注者は請負契約締結後10日以内に本工事に係る差引増減対応が可能な工事費内訳書を施設課へ提出すること。</p> <p>工事関係図書</p> <p>○質疑は必ず文書にて行い、電話等では行わないこと。やむを得ず電話等にて行う場合は、質疑内容等を記載した質疑応答書を作成の上、すみやかに監督職員の承諾を得ること。</p> <p>○工事写真は、国土交通省「営繕工事写真撮影要領」に準拠するものとする。</p> <p>○設計図書は、主要な部位・事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも工事の完了に必要なすべての情報を網羅するものではない。</p> <p>○受注者は、設計図面に示された情報をもとに、製造者等の特定を経て、工程や下地等を考慮のうえ、責任を持って生産設計、製作、施工を行い、工事の適切な進捗と完成に必要なすべてのものを供給する。</p> <p>○設計図書における疑義は、工事請負契約締結前に質疑回答書をもって解決済みとみなす。工事請負契約締結後に標仕[1.1.8(1)]の疑義等が発見された場合、原則として請負代金額の増額及び工期延長は行わない。</p> <p>完成写真</p> <p>○以下のものを監督職員に提出する。</p> <p>竣工写真と現況写真を対比したアルバムデータ</p> <p>現況写真（工事場所及びその周辺の必要と思われる箇所について完成後の写真アングルを考慮して着工前に撮影）</p> <p>竣工写真 竣工後、外観や室内各室を撮影</p> <p>完成図</p> <p>○工事完成時に以下のものを監督職員に提出する。</p> <p>完成図のデータ</p> <p>完成図を印刷し、背張り製本したもの A4判2冊程度</p> <p>（製本サイズと作成部数は監督職員に確認すること。）</p>	<p>設計変更</p> <p>○設計変更に関わる工事は監督職員の指示によって行う。</p> <p>○前項の場合において請負代金額の変更を行う場合は、その都度施工に着手する前に請負代金額の増減を明示した増減内訳書を提出し監督職員の確認を受けること。</p> <p>○増減内訳書における工事単価は工事請負契約時の工事単価とする。</p> <p>数量公開</p> <p>○本工事における市より公開する参考数量書は参考資料のため、設計変更及び差引増減の対象とならないものとする。また、参考数量書の内容は質疑の対象とならないものとする。なお、本図面と参考数量書との間で相違があった場合は図面を優先とする。</p> <p>○受注者は請負契約締結後10日以内に本工事に係る差引増減対応が可能な工事費内訳書を施設課へ提出すること。</p> <p>工事関係図書</p> <p>○質疑は必ず文書にて行い、電話等では行わないこと。やむを得ず電話等にて行う場合は、質疑内容等を記載した質疑応答書を作成の上、すみやかに監督職員の承諾を得ること。</p> <p>○工事写真は、国土交通省「営繕工事写真撮影要領」に準拠するものとする。</p> <p>○設計図書は、主要な部位・事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも工事の完了に必要なすべての情報を網羅するものではない。</p> <p>○受注者は、設計図面に示された情報をもとに、製造者等の特定を経て、工程や下地等を考慮のうえ、責任を持って生産設計、製作、施工を行い、工事の適切な進捗と完成に必要なすべてのものを供給する。</p> <p>○設計図書における疑義は、工事請負契約締結前に質疑回答書をもって解決済みとみなす。工事請負契約締結後に標仕[1.1.8(1)]の疑義等が発見された場合、原則として請負代金額の増額及び工期延長は行わない。</p> <p>完成写真</p> <p>○以下のものを監督職員に提出する。</p> <p>竣工写真と現況写真を対比したアルバムデータ</p> <p>現況写真（工事場所及びその周辺の必要と思われる箇所について完成後の写真アングルを考慮して着工前に撮影）</p> <p>竣工写真 竣工後、外観や室内各室を撮影</p> <p>完成図</p> <p>○工事完成時に以下のものを監督職員に提出する。</p> <p>完成図のデータ</p> <p>完成図を印刷し、背張り製本したもの A4判2冊程度</p> <p>（製本サイズと作成部数は監督職員に確認すること。）</p>	<p>材料・工法</p> <p>○本工事に使用するすべての材料は工事施工前に、監督職員の指示する資材のSDS（安全データシート）等を提出すること。</p> <p>○図面中、同等品以上（同等以上）と注記された製品及び工法において、同等品以上のもを使用する場合は事前に監督職員の承諾を得ること。そのことにより建築基準法第18条第2項の規定による計画通知の変更は原則として認めない。やむをえず計画通知の変更等を行う場合は全て受注者の負担にてその手続きを行うこと。なお、それに伴う本工事の工期変更及び金額変更は一切認めない。</p> <p>○国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めることにより、環境負荷を低減できる材料を選択するよう努めること。</p> <p>○屋内で使用する材料の選定にあたっては、揮発性有害物質の放散による健康への影響に配慮すること。</p> <p>○可能な限りリサイクル材を使用すること。</p> <p>施工</p> <p>○図中寸法はすべて参考寸法とし、施工に先立ち現場実測等を行い設計図書と現場との相違がないか確認すること。また、相違があった場合は速やかに監督職員に報告すること。</p> <p>○隠ぺい部分の工事は事前に監督職員の確認を受けた後、次の工程に進むこと。なお確認なきものは、すべて無効とし手直し等の費用はすべて受注者の負担とする。</p> <p>○監督職員による立会検査時は、工事受注者による検査を行い、その記録を提出（写真含）しなければならない。記録がない場合は監督職員による検査は行わず、それによる工事の遅延は工事受注者の責とみなす。</p> <p>○工事車両及び工事関係車両は、当工事である旨の表示を行うこと。なお、その表示は、第三者が識別できるよう工夫すること。</p> <p>○本工事のすべての作業員は名札または腕章等で、本工事の作業員であることを明示すること。</p>	<p>工事検査及び技術検査</p> <p>○竣工引渡し時、施工上の欠陥あるいは使用材料の不良により生じた破損は、直ちに無償手直しをする旨の保証書を受注者・施工業者・製造メーカー連名にて提出すること。各保証期間は以下による。</p> <p>塗装工事：2年 外壁塗装工事：2年</p> <p>防水工事：10年 床シート類：2年</p> <p>シーリング工事：5年 塗膜防水工事：5年</p> <p>アスファルトシングル工事：10年 EV：2年</p> <p>2. 仮設工事</p> <p>○敷地内に現場事務所等を新たに設置する場合、基礎を建築基準法第20条に適合させること。</p> <p>○敷地内に現場事務所等を新たに設置する場合、豊中市火災予防条例第45条の規定により、届出書を所轄消防署へ提出すること。</p> <p>○労働安全衛生規則を遵守し、仮設足場を設置すること。また、労働安全衛生法に基づく届出を行うこと。</p> <p>○交通誘導員の配置は、特記仕様書のほか仮設計図書による。</p> <p>○仮間仕切りの扉等工事範囲の出入口は、施錠を行う交通誘導員を配置するなどして、無断の工事関係者以外の立ち入りを不可とすること。</p> <p>○工事に伴う移動可能な備品等の移動は原則図面によるが、監督職員・施設管理者と十分協議の上その指示に従い、移動等を行うこと。また、図示なき場所の移動についても、協議の上軽微なものは本工事に含む。</p> <p>○本工事の施工にあたり支障となる樹木、フェンス、屋外通路の屋根等の枝払い、移植、仮撤去・復旧等はすべて本工事に含む。</p> <p>○工事使用範囲については購入土（マサ土）にて整地・転圧を行うこと。</p> <p>○外部足場はW900以上（昇降部：W1200以上）とする。</p> <p>3. 土工事</p> <p>○残土処分は市が指定する処分場にて処分すること。なお、分析にかかる費用は本工事に含む。</p>

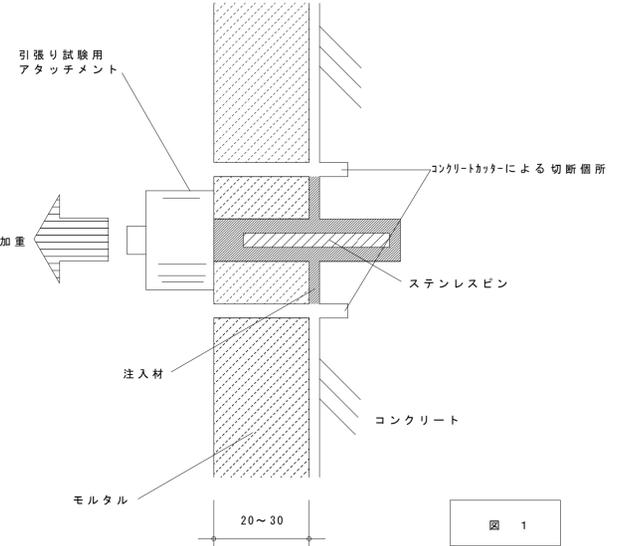
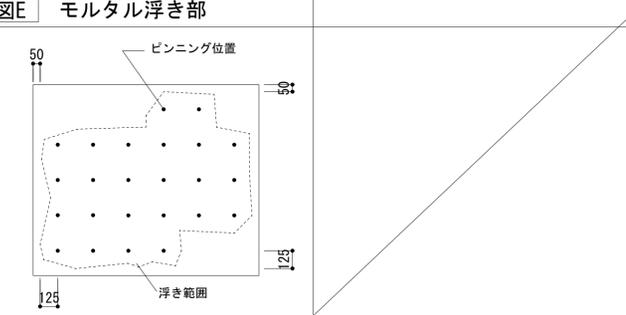
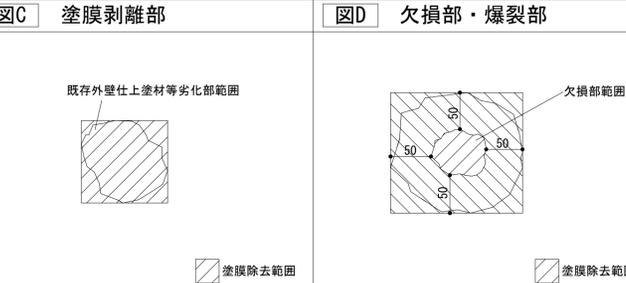
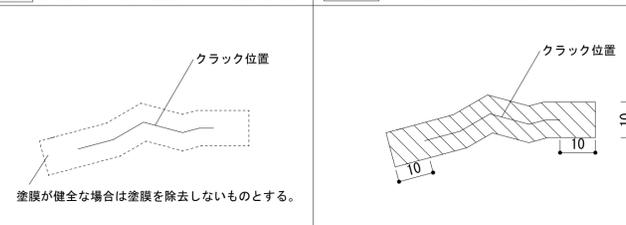
2024年4月作成

	検 印	<p>豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び渡り廊下改修工事</p> <p>特記仕様書 (2)-追記特記 (1)</p> <p>豊中市財務部施設課</p>	<p>令和6年(2024年)3月</p> <p>1級建築士登録 第256765号 西本 裕昭</p>	<p>建</p> <p>№ 4-A02 10</p>
--	-----	--	--	------------------------------------

改3. 防水改修工事	新規仕上げ	○可とう形改修仕上げ塗材Eの上塗材は、水性アクリルフッ素系塗材又は同等品以上とする。主材の所要量は0.8kg/㎡以上とする。	その他	○工事期間中は、エアコンの使用に支障が出ないように施工すること。尚、工事に伴う損傷等については、受注者にて補償すること。
ウレタン塗膜防水		○仕上塗材に先立ち行う外壁の洗浄は、デッキブラシ等による水洗い程度とし、既存塗膜を剥離、飛散させないように注意すること。		○道路占用許可申請の書類作成、申請手続き及び占用料金は受注者にて負担すること。
		○下地調整は補修跡が目立たないように平滑に仕上げること。(パターン復旧含む)		○荷降ろし等で前面道路を使用する場合は、道路使用許可の申請手続きを行うこと。
		○外装薄塗材Eは以下又は同等以上とする。		○図示なくとも漏及び第一会所、接続管の清掃は今回工事に含む。
		・日本ベイント㈱ ニッペリシンR		○現場までの搬入経路は原則、公道を通行すること。
		・エスケー化研㈱ シポロールM		○壁面の看板等、可能な限り取り外しを行い、仕上げの上復旧のこと。
		・菊水化学工業㈱ キクスイローラーコート既調合型		○既存の植栽について足場設置等に支障がある場合には枝払いのこと。また枝払い範囲は必要最低限とし監督職員の承諾を得ること。
		○施工に先立ち、見本色板(900×900)を作成し、監督職員の承諾を受けること。		○クリーニングの仕様は、薬剤を用いて水ぶきをする。
		○コンクリート打放し仕上の下地調整は、水洗い工法とする。		○建物周囲の倉庫等は、仮撤去、復旧を行う。仮撤去前に監督職員、施設管理者と協議を行う。
	改6. 内装改修工事	○使用材料は下記とする。		○ベランダに設置されている倉庫、床置き等の室外機等は、仮移動等を行い施工すること。
		・防滑性塩ビシート t2.5		○入居者の所有物については、入居者にて移動を原則とするが、施工にあたり汚染や破損の恐れがある場合は養生等を行うこと。
		○工法は熱溶接工法とする。		○石綿含有外壁仕上塗材面に壁つなぎ等(設備工事支持金物、コア抜き含む)取付の際は、粉塵が周囲へ飛散しないよう湿潤、集塵機等の対策を行い、作業は防塵マスク(レベル3対応)を着用すること。
		○接着剤はウレタン樹脂系とする。		○外壁塗装工事の際、駐車場に停めている入居者の自動車を汚すことのないようカバー等で養生を行うこと。
	改7. 塗装改修工事	○鉄部の塗装は耐候性塗料塗り(DP)とし、上塗り材の等級は3級とする。		
		○鉄鋼面の工程は「改仕7.8.2」による。種別はB種とし、下地調整はRB種とする。		
		○耐候性塗料塗り(DP3級)を鉄部に塗る場合の下塗りは錆止め効果を有すること。		
		○溶剤等可燃物の保管、管理は厳重に行い、シンナー類の現場保管は厳禁とする。		
		○隔て板の工程は「改仕7.8.4」による。種別はC-1種とし、下地調整はRB種とする。		
		但し、素地を傷つけないよう注意し、手工具にて行うこと。		
		○ストレーナーを取外した後、ドレイン及びストレーナーの清掃を行った上で、塗装すること。(ノンタル変性エポキシ樹脂塗料2回塗装とする)		
		○駐輪場屋根に用いるアクリルシリコン樹脂塗料は、以下又は同等以上とする。		
		・関西ペイント(株) スーパーシリコンルーフペイント		
		・エスケー化研(株) クールタイトS		
		・日本ペイント(株) ファインルーフS		
		○駐輪場屋根(塩ビ鋼板)には、塩ビ鋼板用のプライマーを使用し、以下又は同等以上とする。		
		・日本ペイント(株) 塩ビゾルウレタンプライマー		
		・エスケー化研(株) ビニタイトプライマー		
		・水谷ペイント(株) 塩ビ鋼板用プライマー		
改4. 外壁改修工事				
施工数量調査		○外壁改修の施工に先立ち、足場仮設後すみやかに、ひび割れ・欠損・浮き等の調査及びマーキングを行い、種類ごとに計測・図面作成の上で、監督職員のチェックを受けること。		
石綿含有仕上塗材の除去(石綿除去工事特記仕様書による)		○外壁の改修は、石綿含有仕上塗材の除去が完了した後にすること。		
		○石綿含有仕上塗材の除去範囲は、石綿除去工事特記仕様書に示す範囲とする。		
		○建具廻りや打継目地のシーリングの打替え部分のシーリング材の除去は、石綿含有仕上塗材除去と同時にすること。		
		○石綿含有仕上塗材の除去完了後に再度、外壁補修部のマーキングを行うこと。		
外壁改修工法の種類		コンクリート打放しの上塗り仕上げ外壁面及びコンクリート打ち放し面		
		○ひび割れ部改修工法は下記による。 「改仕4.2.2」		
		・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 「改仕4.2.5(3)」		
		・Uカットシール材充填工法 「改仕4.2.6」		
		○欠損部改修は下記による。 「改仕4.2.8」「改仕4.3.3」		
		・エポキシ樹脂モルタル充填工法		
		・損傷が著しい部分の下地処置及び補強等は、監督職員と協議し、SUSアンカーピン及びステンレス線を併用して施工すること		
		○塗膜剥離部改修は以下による。 「改仕4.5.4」		
		・サンダー工法により塗膜脆弱部を撤去し、樹脂モルタルで平滑に仕上げること。		
		○使用材料は以下による		
		・ひび割れ部改修のエポキシ樹脂は、コニシ㈱ボンドシリング工法又は、同等品以上とする。		
		・欠損部改修のエポキシ樹脂モルタルは「コニシ㈱Pモルタル」及び「コニシ㈱Kモルタル」又は同等以上とする。		
		○劣化部と健全部の縁切り、Uカット、ピンニング等により、周辺健全部に浮きが生じた場合は、アンカーピンニングにて補修すること。		
		○アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法の抜取り引張り試験は、注入後7日経過してから引張試験を行う。接着強度は1.2N/mm以上とする。検査箇所は監督職員の指示による。【図1】		

外壁改修 (参考数量)		参照
①	ひび割れ部補修 ・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法 (塗膜の除去なし)	m 図A
②	ひび割れ部補修 ・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法 (塗膜の除去あり)	m 図B
③	塗膜剥離部	m ² 図C
④	欠損部補修 充填工法	m ² 図D
⑤	浮き部補修 ピンニング部分注入工法	m ² 図1 図E

塗膜除去範囲(外壁・上裏補修範囲)



2024年4月作成

検 印	豊中市立高川小学校外1校トイレ等内装改修及び塗り屋下改修工事	令和6年(2024年)3月	建
	特記仕様書(3)-追記特記(2)		
	豊中市財務部施設課	1級建築士登録 第256765号 西本 裕昭	
			No. 4-A03 / 10